

# えびの市景観計画

平成 31 年 3 月



## はじめに

えびの市は、霧島連山や九州山地、川内川といった豊かな自然を有する風光明媚な田園都市です。九州縦貫自動車道の開通により、隣県主要都市との交通アクセスが向上し、交通・経済・文化の交流拠点としても、多くの人々に親しまれています。山々を背景とした広大な田園景観や、雄大な流れを感じさせる川内川の景観、そして地域の交通を支える列車がゆく景観など様々な景観を有しています。こうした景観は、市民や市出身者の誇りを支え、また本市を訪れる人々の心を癒す、本市のかけがえのない資産であると考えています。

この魅力ある本市の景観を将来の世代に継承していくため、そしてその魅力をいかして、住む人や訪れる人の感性を育て、地域やまちの活力を高めるため、「えびの市景観計画」を策定しました。

本計画を推進していくためには、行政はもちろんのこと、市民、地域やNPOなどの市民団体、そして事業者の皆様がそれぞれの役割を認識し、連携・協力により施策を展開していく事が重要であると考えておりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にご尽力いただきましたえびの市景観計画策定委員会の委員の皆様、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様や関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

平成 31 年 3 月

えびの市長 村岡 隆明



# えびの市景観計画

## 目 次

第1章	計画策定の主旨	1
1-1	計画策定の背景	1
1-2	計画の目的	1
1-3	計画の位置づけ	2
第2章	えびの市の景観特性と課題	5
2-1	えびの市の概況	5
2-2	市民意識から見たえびの市の景観	13
2-3	えびの市の景観特性	16
2-4	えびの市の景観構造と景観づくりの課題	24
第3章	良好な景観の形成に関する方針	32
3-1	基本理念	32
3-2	基本方針	33
第4章	良好な景観形成のための行為の制限に関する事項	34
4-1	景観形成に向けた考え方	34
4-2	景観形成重点地区の指定	52
第5章	景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針	54
5-1	景観重要建造物の指定に関する事項	54
5-2	景観重要樹木の指定に関する事項	55
第6章	景観重要公共施設の整備に関する事項	56
6-1	基本的な考え方	56
6-2	景観重要公共施設とは	56
6-3	指定の方針	57
6-4	景観重要公共施設の指定	57

第7章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項 .....	61
7-1 景観農業振興地域整備計画とは .....	61
7-2 基本的な考え方 .....	61
第8章 屋外広告物の表示等の制限に関する事項 .....	62
8-1 基本的な考え方 .....	62
8-2 屋外広告物の表示等の制限に関する方針 .....	62
第9章 計画の運用に関する事項 .....	63
9-1 景観まちづくりへの展開に向けて .....	63
9-2 景観計画の運用 .....	66
9-3 計画策定後の取組イメージ .....	68
参考資料：策定の進め方と検討体制 .....	69



# 第1章 計画策定の主旨

## 1-1 計画策定の背景

わが国では、高度経済成長期を経て、経済的な豊かさを手に入れた昭和後期から、都市計画やまちづくりの分野において快適性や地域の個性に目が向けられるようになってきました。平成のはじめごろからは、全国で500弱の地方公共団体で自主条例として景観に関する条例が制定されるなど、景観の整備・保全への取組が行政施策としても行われるようになりました。

しかし、こうした自主条例には法的拘束力が伴わなかったため、ルールが守られないなどの問題がありました。また、これまで想定していなかった高層の建築物が建設されたり、屋外広告物が乱立したりと、良好な街並みの形成を妨げるようなことも起きています。

こうした状況を受け、平成16年6月に景観の大切さやその整備・保全の必要性を明らかにするとともに、地方公共団体ごとの特徴に合った景観づくりが可能となる項目が盛り込まれた「景観法」が制定されました。これにより、地方公共団体は法的根拠を伴った実効性の高い景観形成が可能となりました。さらに、それぞれの地域の特徴に合った基準や内容を景観条例に定めることにより、地域の個性をいかした景観形成もできるようになっています。

宮崎県内においても、平成19年4月に宮崎県が「宮崎県景観形成基本方針」を策定し、平成27年3月までに、えびの市を含む全ての市町村が県との合意を経て景観行政団体となっています。これまでに県内自治体の半数程度が景観計画を策定しており、えびの市においても、独自の景観形成を推進していくための計画策定が求められています。

## 1-2 計画の目的

えびの市は、霧島山をはじめとする豊かな自然が広がり、温泉などの多くの資源を有する地域です。同時に、宮崎、鹿児島、熊本の県境という立地から、南九州の各拠点都市間や、福岡・北九州を代表とする都市圏を結ぶ交通拠点として、企業立地等の可能性を有しています。

一方で、えびの市においても人口減少、少子高齢化、就業人口の減少が進行しています。産業や人々の価値観等の社会変化の影響も考慮し、豊かな自然環境、農村環境の保全と産業の活性化の両立を図る必要があります。

本計画は、このようなえびの市を取り巻く変化を踏まえ、えびの市における総合的な景観づくりを図ることを目的として策定するものであり、えびの市において今後の景観づくり施策を実現していくための基本的な方向性や、まちづくりに関する景観づくり面からのルールを、景観法に基づき策定することとします。



加久藤神社西側 中央耕地

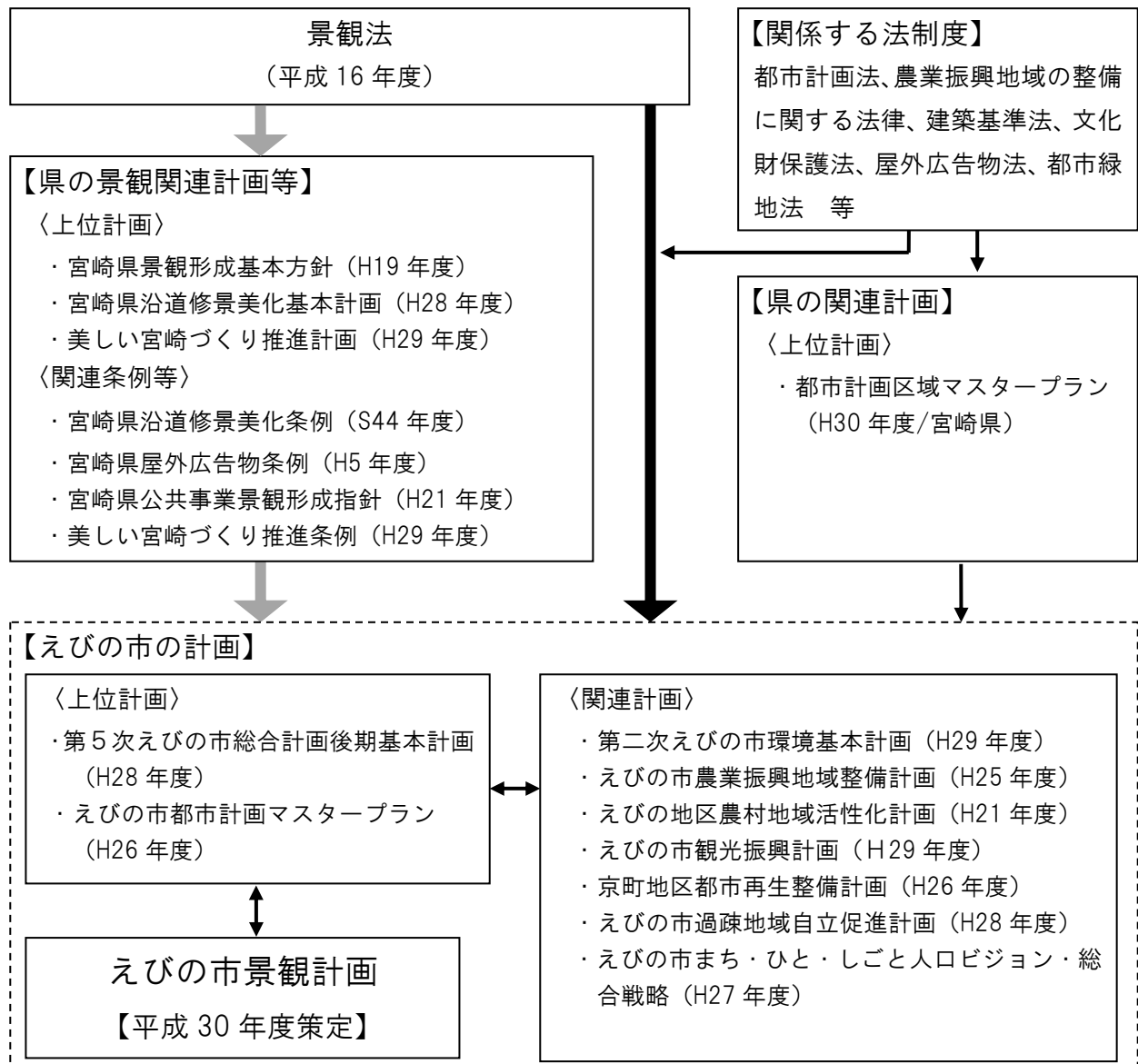
## 1-3 計画の位置づけ

### (1) 計画の位置づけ

景観計画の主眼は必ずしも強い規制をかけることではなく、市民一人ひとりの意向や思いが十分に反映され、「えびの市の景観」の意味や価値を再認識し、身近なところから景観をよりよくしようと実践していくことのできる計画づくりとなることが重要です。

今回の景観計画の策定にあたっては、各種関連計画に示される理念や将来像を、景観形成の面から実現していくための計画と位置づけることとなります。

本計画は、景観法第8条に基づく景観計画として策定し、宮崎県が策定した「宮崎県景観形成基本方針（H19）」「美しい宮崎づくり推進条例（H29）」及び、市や県の関連分野の計画や法制度等との連携・調整を図るものとします。さらに、平成26年度に「えびの市都市計画マスタープラン」、平成28年度に「第5次えびの市総合計画後期基本計画」が策定され、新たなまちづくりがスタートしたこと、等に留意し、「景観づくり・まちづくり」を総合的に推進するための計画（マスタープラン）とすることが重要となります。





## (2) 上位関連計画の概要

本計画を策定する上での上位関連計画の概要を以下に示します。

### A. 県の景観関連計画等

上位計画	<p>① 宮崎県景観形成基本方針（平成 19 年 4 月） 平成 16 年「景観法」の制定により、宮崎県の魅力をより高めるためには、自然景観に加えて都市景観や農山漁村景観、文化的景観の保全・創出にも取り組んでいく必要があるとして、県としての景観形成に関する基本的考え方や方向性を明らかにし、住民と行政が協働で景観を糸口とした持続的かつ活力ある宮崎県を創造することとしている。将来像「自然と人々の生活が融合した“美しいみやざき”の創造」に沿った、5つの基本方針が示されている。</p>
	<p>② 宮崎県沿道修景美化基本計画（平成 29 年 3 月） 宮崎県沿道修景美化条例の制定から 50 年近くが経過し、沿道修景美化を取り巻く環境の変化や課題等が生じてきており、これらに対応するため、今後目指していく目標像や具体的な対応方針等を定めた「宮崎県沿道修景美化基本計画」を策定した。 この基本計画のもとで、メリハリのある沿道修景美化の実現とおもてなしの道路環境づくりや、県民等との協働による維持管理など、沿道空間における「美しい宮崎づくり」を推進していくこととしている。</p>
	<p>③ 美しい宮崎づくり推進計画（平成 29 年 11 月） 美しい宮崎づくり推進条例に基づき、各種施策を総合的かつ計画的に推進するために定めたもの。目指すべき姿として「愛着と誇りを持てる『美しい宮崎』の創造と継承」を掲げ、「美しい宮崎づくり」に関し、自然景観や農山漁村景観、都市景観など各分野で取り組むべき施策の方向や、その具体的な内容と役割分担が示されている。</p>
関連条例等	<p>④ 宮崎県沿道修景美化条例（昭和 44 年 4 月） 「県内の沿道において、優れた景観及び樹木その他の植物を保護するとともに、花木類の植栽等を行うことによって、沿道の修景を図り、もって郷土の美化を推進すること」を目的に、全国に先駆けて条例を制定。 この条例のもと、沿道自然景観地区、沿道修景植栽地区、沿道修景指定樹木を指定するなど、沿道空間の「美しい郷土づくり」を推進してきた。</p>
	<p>⑤ 宮崎県屋外広告物条例（平成 5 年 9 月） 県内各地域の特徴をいかにしながら、美しく調和する広告景観の形成と安全性の確立を目指して定めたもの。自然景観や快適な生活環境を保持するため、原則として広告物の表示を禁止する「第 1 種～第 3 種禁止地域」と、経済活動等を考慮して、原則として広告物の表示には許可を必要とする「第 1 種～第 3 種規制地域」を設定している。規制地域等においては、許可を受けて一般広告物を表示することができるが、面積や高さ等の基準が定められている。</p>
	<p>⑥ 宮崎県公共事業景観形成指針（平成 22 年 3 月） 本指針は「宮崎県景観形成基本指針」の目指す将来像に向かって、良好な景観形成の先導的役割を果たすため、県が実施する公共事業において景観形成のあり方と方向性を示したもの。景観形成の基本方針、基本的事項の他に共通指針、施設別指針等が示されている。</p>
	<p>⑦ 美しい宮崎づくり推進条例（平成 29 年 4 月） 「良好な景観の活用」「良好な景観の保全」「良好な景観の創出」によって、「魅力ある地域づくり」を推進し、「県民の心豊かな暮らし」と「活力ある地域社会」の実現を目指すものである。美しい宮崎づくりのための基本理念や施策が示されている。</p>

### B. 県の関連計画

上位計画	<p>⑧ 都市計画区域マスタープラン（平成 30 年 4 月） 都市計画法の規定に基づき定めるもので、市町を越える広域的・根幹的な視野に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けた道筋を明らかにするものである。えびの都市計画区域は、西諸県圏域における地域拠点として、特に圏域拠点である小林市都市計画区域との連携強化を図りつつ、鹿児島県、熊本県との交流・連携の要として、西諸県圏域の一体的な発展を目指すとしている。また、地域毎の市街地像や主要な都市計画の決定方針などが示されている。</p>
------	--

## C. えびの市の計画

上位計画	<p>⑨第5次えびの市総合計画後期基本計画（平成29年3月）</p> <p>古くから農業のまちとして発展してきたえびの市では、豊かな田園・農村景観が本市固有の財産であり、今後、良好な景観形成を図るため、景観法に基づく具体的な施策の推進や、市民との協働による推進体制の構築が課題として挙げられている。</p> <p>本計画においては、第5章「自然と調和した住み良い“生活環境づくり”」第1節「調和のとれた美しい景観の保全」における基本施策2「景観形成の推進」において、重点的に取り組む事業として「景観計画の策定」が挙げられており、景観資源の魅力を周知・啓発し、景観の保全と形成に向けた市民意識の高揚を図るとともに、良好な景観整備を市民と協働により計画的・総合的に推進するための、景観形成に関する方針や基準などを定めることとされている。</p>
上位計画	<p>⑩えびの市都市計画マスタープラン（平成26年12月）</p> <p>えびの市の今後のまちづくりの方針を示したもので、計画期間は平成26年度から平成38年度までである。長期的な視点に立った本市の都市計画の総合的な指針としての役割を持つ。「豊かな自然と産業をいかした住みよいまちづくり」をまちづくりのテーマとして、土地利用や自然環境保全、都市景観形成など、分野別の方針が示されている。</p>
関連計画	<p>⑪第二次えびの市環境基本計画（平成30年3月）</p> <p>市民が安全かつ快適な生活を営むうえで必要とする、良好な環境を確保するための具体的な方向性を示すもの。計画期間は平成30年度から平成39年度までとしている。景観形成に関連するものとして、住環境や産業、自然環境等の保護についての基本的方向が示されている。</p>
	<p>⑫えびの市観光振興計画（平成29年3月）</p> <p>人口減少が深刻な局面を迎えているえびの市において、交流人口の増加による地域経済の活性化を最も重要な事項と位置づけ、観光の現状や需要を明らかにしたうえで将来的な展望と方向性を明確化し、交流人口の増加及び将来的な定住人口の増加を目指すためのものである。</p> <p>「霧島山のめぐみめぐるえびの～山と水、米と肉。温泉と四季のまち。～」をキャッチコピーに、既存資源の磨き上げ・商品化、地域内経済循環の仕組み構築、情報発信、広域周遊観光の仕組み構築、受入体制の構築・人材育成を基本施策として掲げている。</p>
	<p>⑬えびの市まちづくり基本構想（平成27年10月）</p> <p>本構想は、過去のえびの市での災害や全国で発生した大災害を参考に、防災体制の充実・強化を図りながら、本市の安心・安全なまちづくりに資する中核的な機能を有する拠点を整備するためのものである。えびの市の防災に関する現況及び地域特性の分析などを行い、防災拠点地区の選定・考察や整備構想が示されている。</p>
	<p>⑭京町地区都市再生整備計画（平成27年1月）</p> <p>都市再生特別措置法（平成14年）に基づき、都市再生を目的として策定する計画であり、計画は平成27年度から平成31年度までの5年間とする。</p> <p>京町温泉郷の歩行者にやさしいまちづくりや、賑わいの再生、地域コミュニティの強化を目標に掲げ、「安心・安全で歩いて楽しい歩行空間の形成」「新たな観光交流拠点の整備」「地域コミュニティ活動の質的向上・地域コミュニティの強化」の3つの整備方針が示されている。</p>
	<p>⑮えびの市過疎地域自立促進計画（平成28年3月）</p> <p>過疎地域自立促進特別措置法に基づき、地域の自立促進のための施策を総合的かつ計画的に進めるための計画で、期間は平成28年度から平成32年度までの5年間としている。総合計画に定めた基本目標を実現するため、「産業の振興」「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」「生活環境の整備」といった分野別の現況と問題点、対策及び計画が定められている。</p>
	<p>⑯えびの市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成28年3月）</p> <p>総合戦略の推進期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間としている。えびの市の多様な観光資源を磨き上げ、必要な整備を行うことで交流人口の増加を図ることや、生活インフラや交通インフラの整備及び地域コミュニティや市民活動の支援の強化によって、転出抑制、定住促進を図ることなどが謳われている。</p>
	<p>⑰えびの地区農村地域活性化計画（平成22年3月）</p> <p>南九州における地理的優位性と恵み豊かな農業資源をいかしながら、新たな地域振興交流施設整備や地域の特徴をいかした農業体験・交流活動の展開により、都市と農村や生産者と消費者が相互交流を進めることで、農村地域の活性化を図ることとしている。目標達成のための具体的な数値目標と展開の方向が示されている。</p>
	<p>⑱えびの市農業振興地域整備計画（平成26年3月）</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地利用計画、農業生産基盤の整備開発計画、農用地等の保全計画、生活環境施設の整備計画が示されている。</p>

## 第2章 えびの市の景観特性と課題

### 2-1 えびの市の概況

#### (1) えびの市の位置

えびの市は、北に九州山地の尾根を境にして熊本県と接し、南は霧島山系の尾根を境に鹿児島県に続きます。東は、川内川と大淀川との分水嶺で小林市と接し、川内川の流れとともに湧水町へと続いています。川内川は、宮崎県で唯一西へと流れる川です。現在の市域は、昭和41年に飯野町・加久藤町・真幸町が合併したものです。

#### (2) 気象

気候は盆地特有の寒暖明白な内陸気候で、気温の日較差が大きいことが特徴です。えびの市における平成29年の年間の平均気温は15.6℃であり、年間降水量は約2,753mmとなっています。

#### (3) 地形

えびの市は、2万5千年ほど前にこの地域で繰り返り起こった大規模な火砕流により発生した加久藤カルデラの外輪山と火口丘にあたる南北の二つの山地に挟まれた、特徴的な地形の上に成り立っています。市の南部は、霧島錦江湾国立公園の主峰韓国岳（標高1,700m）をはじめとして、標高1,300mを超える甕岳や白鳥山、飯盛山などの山々がえびの高原を包み込み、山すそに向かって緩やかな傾斜の台地を形成しています。北部は矢岳山、国見山、鉄山等の山塊が九州山地の南端を形どり、南へ向かって急傾斜で標高を下げています。

両山系に囲まれた中央部は、火砕流の堆積後に湖となり、その後火山噴出物を主とする地層で埋められた平坦地（加久藤盆地、標高約230m）を形成しており、長江川や池島川等の支流を集めた川内川が西流し東シナ海に注いでいます。この川内川が浸食により掘り下げていくにつれ段丘と呼ばれる階段状の地形が形成されました。

川沿いには三角州性低地の上に現在の市街地が形成され、周辺では優れた地力をいかした耕地が広がり、良質米「えびの米」や野菜・畜産等の農業が盛んに行われています。



えびの市の位置

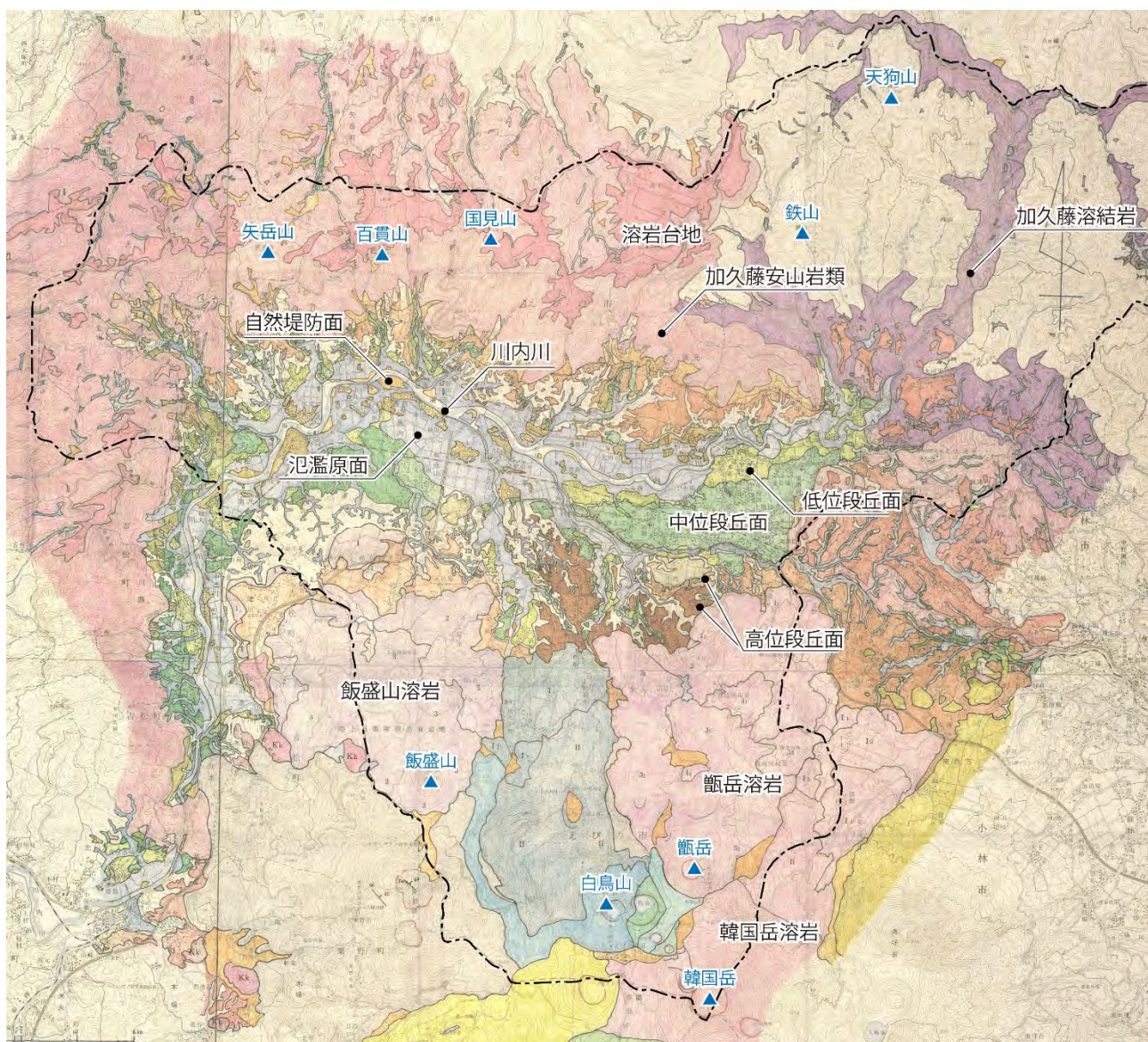


#### (4) 地質・土壌

地質としては、南の霧島山は霧島旧溶岩と新規溶岩の二つからなり、韓国岳・甑岳・飯盛山等の周囲はそれぞれの溶岩から形成されています。

中央平坦地は川内川流域を中心に沖積層を形成し、川の兩岸に氾濫原面が広がり、その外側には、山すそに向かって複数の段丘面が形成されています。

北部の九州山地は、山岳地帯の東半分は四万十層群とシラス泥溶岩が混在しており、西半分は主として安山岩からなっています。南部の火山地帯は火山性未熟土壌が、その裾と北部の山間地は褐色森林土壌が広く覆っています。山麓部は、火山灰を母材とし、畑地に適する黒ボク土壌が広く分布し、中央部の低地には水田として利用されている灰色低地土壌が分布しています。



えびの市の地質（「えびの市史 上巻」より編集・作成）



## (5) 歴史・沿革

えびの市では、縄文・古墳時代の遺物も数多く発見され、南九州の拠点として繁栄していたものと考えられます。古墳時代の遺跡である島内地下式横穴墓群からは、武具などを含む多量の副葬品が発掘され、有力な豪族が居住する重要な地域であったことがわかります。

古くから交通の要衝でもあり、平安時代中期に編さんされた『延喜式』の駅路にも「真斫」の駅名が記されています。奈良時代中期に荘園の開発が全国で進められるようになると、南九州には日本最大の荘園である島津荘が成立しました。えびの市域は島津荘の寄郡である真幸院に属します。

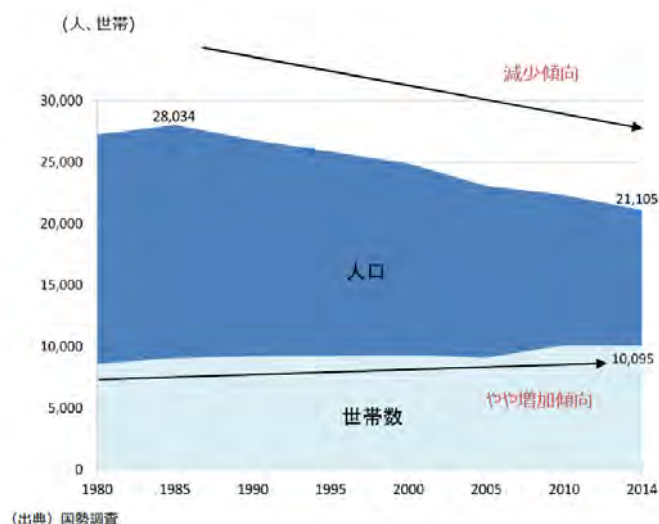
戦国時代になり飯野、加久藤等の地名が使われるようになり、その後は薩摩島津氏の勢力下で、明治に至るまで治められました。明治の廃藩置県で鹿児島県に編入され、以後、都城県、宮崎県、鹿児島県に帰属し、明治16年に宮崎県に再置され、現在に至ります。

明治22年に、町村制の施行により、飯野村、加久藤村、真幸村が誕生しました。昭和15年4月3日に飯野村が町に、昭和25年4月1日に真幸村が町に、昭和30年2月11日に加久藤村が町になりました。その後昭和41年11月3日に3つの町が合併し「えびの町」となり、さらに昭和45年12月1日に市制を施行し現在に至り、現在の市域が確定しました。昭和45年には宮崎県下9番目の市となり、現在に至っています。

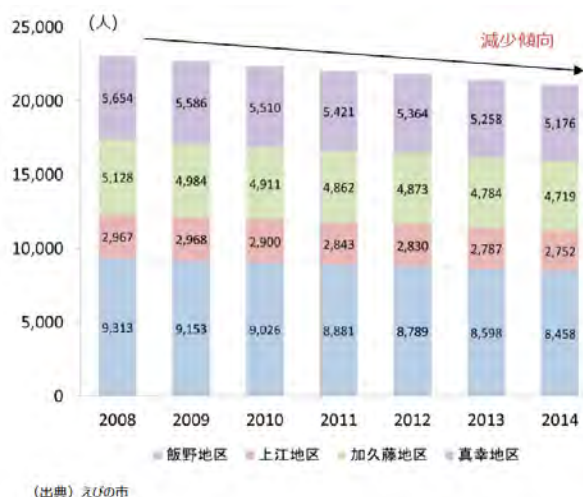
## (6) 人口・世帯数

本市では、人口が減少傾向にあるのに対し、世帯数は若干ながら増加傾向となっています。これにより、一世帯当たりの人員が減少傾向にあることが読み取れます。一世帯当たりの人員減少の原因としては、未婚、晩婚化による単身世帯の増加や、親子による世帯分離等が推察されます。

地区別総人口の推移を見ると、いずれの地区も減少傾向にあります。その割合については、地区ごとに違いがないことがわかります。このことから、えびの市では全体的に人口減少が進行している現状がうかがえます。



えびの市人口・世帯数の推移  
(出典：えびの市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン)



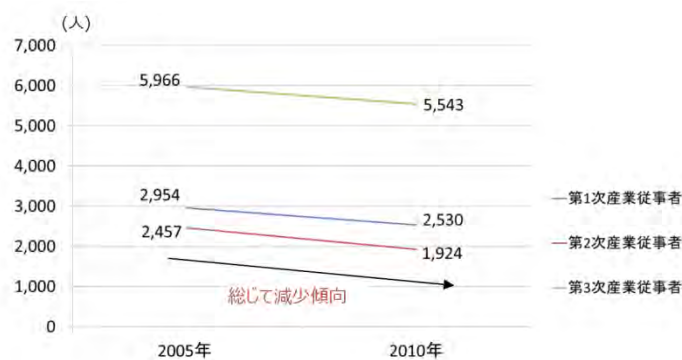
地区別人口の推移  
(出典：えびの市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン)

## (7) 産業

えびの市の産業別就業者の推移を見ると、第1次産業、第2次産業、第3次産業全てで減少傾向にあります。減少割合においても大差はなく、えびの市全体で産業規模が縮小している現状がうかがえます。

産業別就業者構成比を見ると、第1次産業の割合が、国や宮崎県と比べて極めて大きくなっています。また、第1次産業の割合が、第2次産業を上回っているのも特徴です。これは、農業や畜産業といった第1次産業が、えびの市の経済にとって、重要な地位を占めていることを示しています。

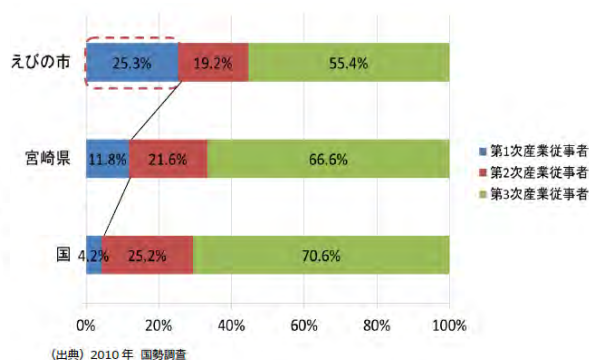
一方、第2次産業や第3次産業の割合は、国や県と比べて低くなっています。特に、第2次産業の割合が低い水準となっているのは、工場が近隣の都城市に多いこと等に起因するものと推察されます。



(出典) 国勢調査

えびの市の産業別就業者数推移

(出典：えびの市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン)



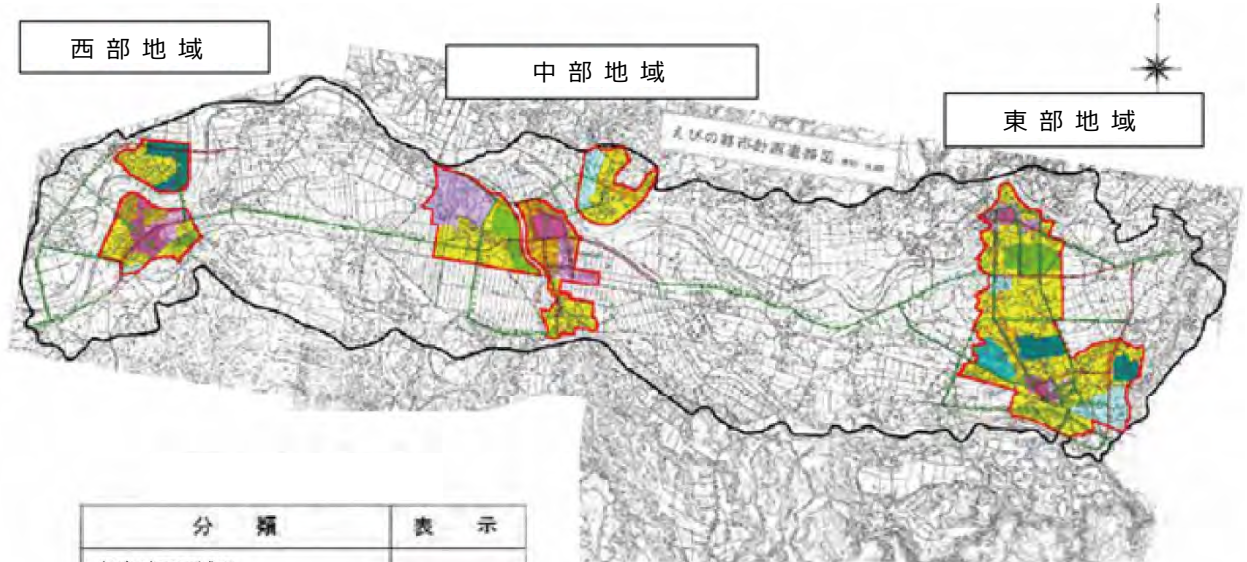
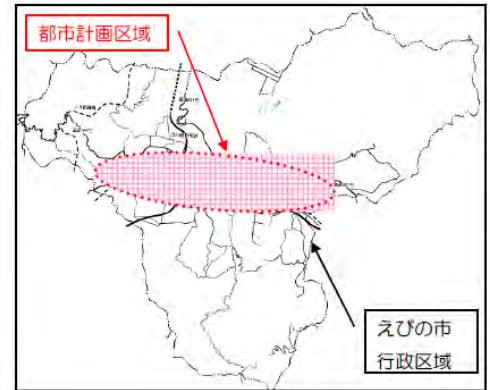
えびの市の産業別就業者構成比 (2010年)

(出典：えびの市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン)

## (8) 土地利用

本市の都市計画区域（非線引き）の面積は3,080haであり、行政区域面積28,300haの約11%にあたります。また、用途地域の面積は576haであり、都市計画区域面積の約19%にあたります。用途地域の内訳をみると、住宅系用途地域が436ha（75.7%）、商業系用途が66ha（11.5%）、工業系用途が74ha（12.8%）となっています。商業系用途地域は、既存の商業地がある東部地域、中部地域、西部地域を指定しており、工業系用途地域についても、既存の工業地がある東部地域、中部地域、西部地域を指定しています。

農業振興地域は、行政区域面積28,300haのうち用途地域指定区域と大規模な山林を除く13,086ha（行政区域面積の46.2%）が指定されています。また、農業振興地域の31.8%にあたる4,164haを農用地区域に指定しています。なお、都市計画区域内の状況は、農業振興地域2,504ha、農用地区域1,499haとなっています。



分類	表示
都市計画区域界	——
用途地域界	——
第1種低層住居専用地域	■
第2種低層住居専用地域	■
第2種中高層住居専用地域	■
第1種住居地域	■
第2種住居地域	■
近隣商業地域	■
商業地域	■
準工業地域	■
工業地域	■



図：都市施設の整備状況

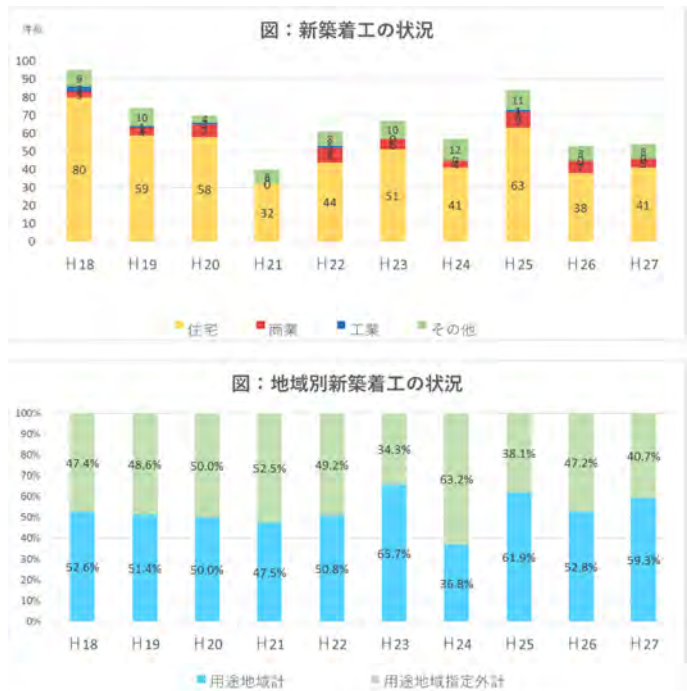
## (9) 開発動向

### ①新築着工状況

本市の都市計画区域内の新築着工状況は、平成18年度から平成27年度までの10年間で655件、年間平均約66件が建築されています。年ごとに見ると平成18年の着工件数が95件であり、他の年の着工件数と比較すると高くなっています。

新築を用途別に見ると、用途地域指定区域内が住宅77.4%、商業8.9%、工業1.1%、その他12.6%の割合となっています。区域別に見ると、用途地域指定区域が約53.4%、用途地域指定外区域が約46.6%となっています。

新築着工件数を地区別に見ると、用途地域指定区域は東部地域の飯野小学校周辺（町）、及びJR吉都線えびの飯野駅周辺（駅前）、西部地域の国道268号周辺（京町）が多く、これらは、商業系用途地域が設定されている地区です。また、用途地域指定外区域では、前田、浦、大明司、島内が多い状況であり、国道沿線が多くなっています。



表：新築着工の状況 ※パーセンテージは小数点以下第2位を四捨五入しているため、表示値の合計が100%とならないものもある

年次	用途地域指定区域計					用途地域指定外区域計					合計	
	住宅	商業	工業	その他	合計	住宅	商業	工業	その他	合計		
H18	件数	43	2	1	4	50	37	1	2	5	45	95
	割合	86.0%	4.0%	2.0%	8.0%	100.0%	82.2%	2.2%	4.4%	11.1%	100.0%	
H19	件数	32	2	1	3	38	27	2	0	7	36	74
	割合	84.2%	5.3%	2.6%	7.9%	100.0%	75.0%	5.6%	0.0%	19.4%	100.0%	
H20	件数	27	5	0	3	35	31	2	1	1	35	70
	割合	77.1%	14.3%	0.0%	8.6%	100.0%	88.6%	5.7%	2.9%	2.9%	100.0%	
H21	件数	16	0	0	3	19	16	0	0	5	21	40
	割合	84.2%	0.0%	0.0%	15.8%	100.0%	76.2%	0.0%	0.0%	23.8%	100.0%	
H22	件数	25	2	1	3	31	19	6	0	5	30	61
	割合	80.6%	6.5%	3.2%	9.7%	100.0%	63.3%	20.0%	0.0%	16.7%	100.0%	
H23	件数	34	4	0	6	44	17	2	0	4	23	67
	割合	77.3%	9.1%	0.0%	13.6%	100.0%	73.9%	8.7%	0.0%	17.4%	100.0%	
H24	件数	15	1	0	5	21	26	3	0	7	36	57
	割合	71.4%	4.8%	0.0%	23.8%	100.0%	72.2%	8.3%	0.0%	19.4%	100.0%	
H25	件数	41	5	1	5	52	22	4	0	6	32	84
	割合	78.8%	9.6%	1.9%	9.6%	100.0%	68.8%	12.5%	0.0%	18.8%	100.0%	
H26	件数	15	6	0	7	28	23	1	0	1	25	53
	割合	53.6%	21.4%	0.0%	25.0%	100.0%	92.0%	4.0%	0.0%	4.0%	100.0%	
H27	件数	23	4	0	5	32	18	1	0	3	22	54
	割合	71.9%	12.5%	0.0%	15.6%	100.0%	81.8%	4.5%	0.0%	13.6%	100.0%	
合計	件数	271	31	4	44	350	236	22	3	44	305	655
	割合	77.4%	8.9%	1.1%	12.6%	100.0%	77.4%	7.2%	1.0%	14.4%	100.0%	

出典：宮崎県都市計画基礎調査調書

### ②農地転用状況

本市においては、平成18年から平成22年までの5年間で160件、約112.7haの農地転用が行われています。用途別に見ると住宅用地が82件、42.1haと最も多く、その他が77件、工業用地は1件のみとなっており、過去5年毎の農地転用数は件数・面積ともに減少傾向にあります。

農地転用の目的別に見ると、用途地域は住宅用地が多いのに対し、用途地域外はその他の件数が多くなっています。

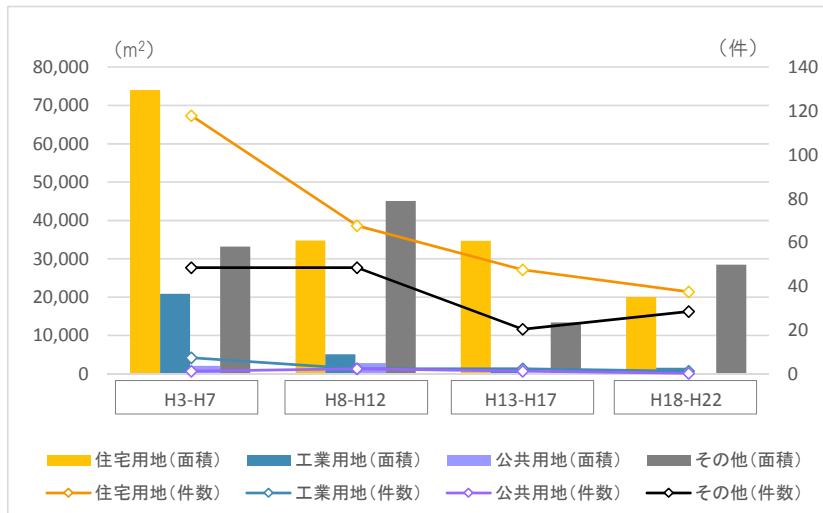


表：農地転用の状況（面積の単位は㎡）

区域	住宅用地		工業用地		公共施設用地		その他		合計	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
用途地域	37	20,021	1	1,593	0	0	28	28,429	66	50,043
用途地域外	45	22,125	0	0	0	0	49	40,558	94	62,683
合計	82	42,146	1	1,593	0	0	77	68,987	160	112,726

また、地域別の割合をみると、件数割合と面積割合ともに用途地域指定区域が約4割、用途地域外が約6割となっており、市街地周辺へののにじみ出しが懸念されます。

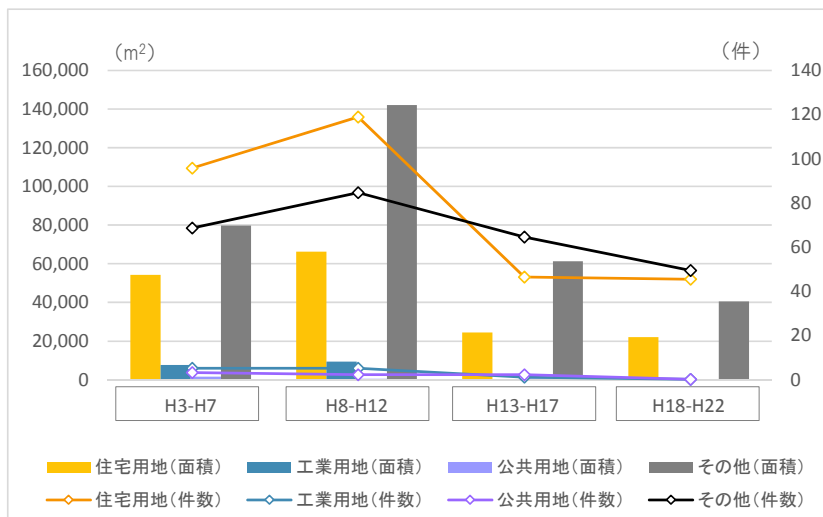
用途地域



表：用途地域内における農地転用の状況（面積の単位は㎡）

	住宅用地		工業用地		公共用地		その他		合計	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
H3-H7	117	73,967	7	20,878	1	2,052	48	33,195	173	130,092
H8-H12	67	34,802	2	5,077	2	2,757	48	45,089	119	87,725
H13-H17	47	34,675	2	1,526	1	90	20	13,395	70	49,686
H18-H22	37	20,021	1	1,593	0	0	28	28,429	66	50,043

用途地域外



表：新築着工の状況（面積の単位は㎡）

	住宅用地		工業用地		公共用地		その他		合計	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
H3-H7	95	54,295	5	7,669	3	1,649	68	79,734	171	143,347
H8-H12	118	66,206	5	9,369	2	504	84	142,146	209	218,225
H13-H17	46	24,502	1	399	2	847	64	61,351	113	87,099
H18-H22	45	22,125	0	0	0	0	49	40,558	94	62,683

## (10) 道路・交通網

えびの市には、3本の国道が東西に走っています。小林市境から飯野、加久藤小田を通り人吉市に通じる国道221号、加久藤小田から京町を通り湧水町に通じる国道268号、そして、真幸橋から東、中、西内堅を通り伊佐市へと通じる国道447号です。国道221号は、加久藤から人吉を結ぶ「加久藤越え」として古代から重要な交通路であった山道であり、明治期の改修、昭和後期のループ線の完成を経て現在の形になりました。平成7年7月には、九州縦貫自動車道が人吉―えびの間の開通により全線つながり、北九州と南九州をつなぐ主要幹線道路となっています。

えびの市内を東西に走るJR吉都線は、鹿児島本線の吉松駅から分岐し、吉松―小林間が大正元年に宮崎線として開通したことに始まります。現在は普通列車のみの運行となっており、市民の通勤・通学等を支える交通手段となっています。

主要公共施設や大型商業施設、医療施設、学校などは、真幸・加久藤・飯野の旧町村の中心部であった市街地を中心に発達しており、それぞれ東部、中部、西部の用途地域内に集中する形となっています。



えびの市内の主要道路

## 2-2 市民意識から見たえびの市の景観

### (1) 市民アンケート

#### ①実施概要

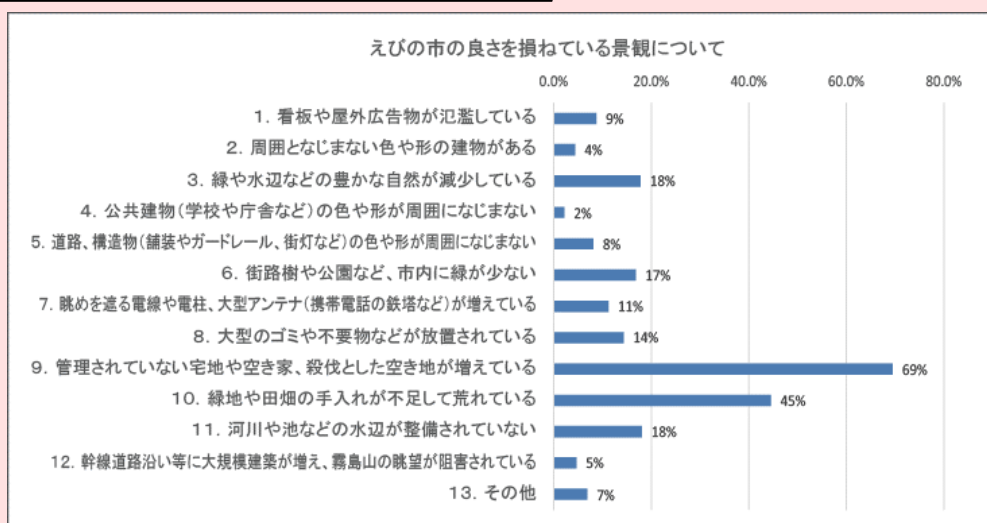
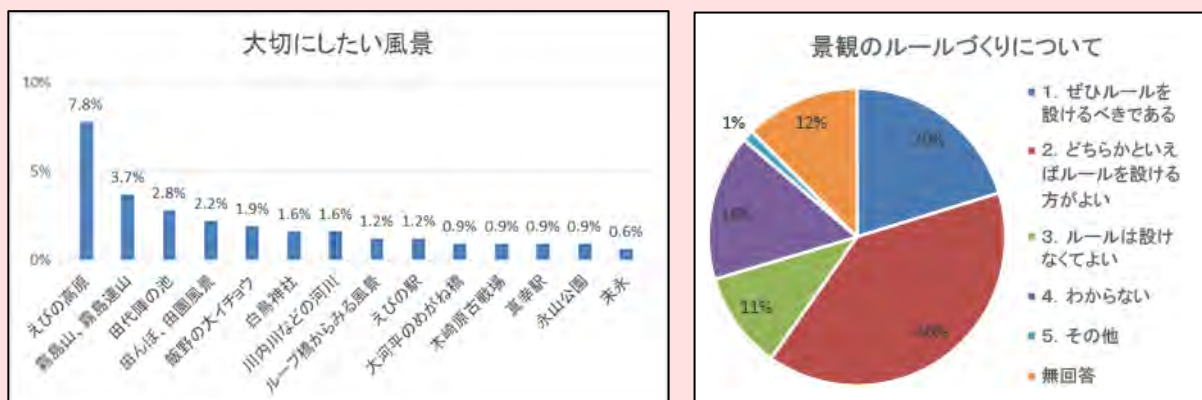
市民が潜在的に意識している「えびのらしさ」を把握するために、市民アンケートを実施しました。内容は、「大切にしたい景観」や「近年における景観の変化」等によって構成しており、地区別、世代別の傾向などを通して、えびの市の景観の魅力や改善すべき課題を明らかにしました。

- 実施時期：平成 29 年 10 月 6 日発送～10 月 23 日締切
- 配布数：1,700 通（20～80 代の市民をランダム抽出し郵送）
- 回収数：321 通（回答率 18.9%）

#### ②市民アンケートの結果

「大切にしたい風景」として自由記述を行った結果、「えびの高原」という回答が最も多く、「霧島山・霧島連山」「田代陣の池」「田園風景」等が次いで多く回答されました。えびの市の良さを損ねている景観については、「管理されていない空き地や空き家」を挙げた人が7割近くにのぼり、市民にとって身近な問題となっていることがわかります。

景観のルール作りに関しては、「ぜひルールを設けるべきである」「どちらかといえばルールを設ける方がよい」を合わせると、約6割の人が、何らかのルールを設けるほうがよいと回答しています。



市民アンケートの結果（抜粋）



## (2) 子どもアンケートと産業文化祭における参加型展示

### ①子どもアンケート実施概要

えびの市の将来を担う子どもたちへの普及啓発の取組として、市内5校の小学校5年生を対象とした「子どもアンケート」を実施しました。

子どもアンケートでは、「お気に入りの風景」をテーマに、近所で「好きだな」「大切にしたいな」と思う風景や、誰かに教えてあげたいとおきの場所に関して、絵や写真で表現してもらいました。

■実施時期：平成29年9月27日配布～10月16日締切

■配布数：138通

■回収数：108通

### ②子どもアンケートの結果

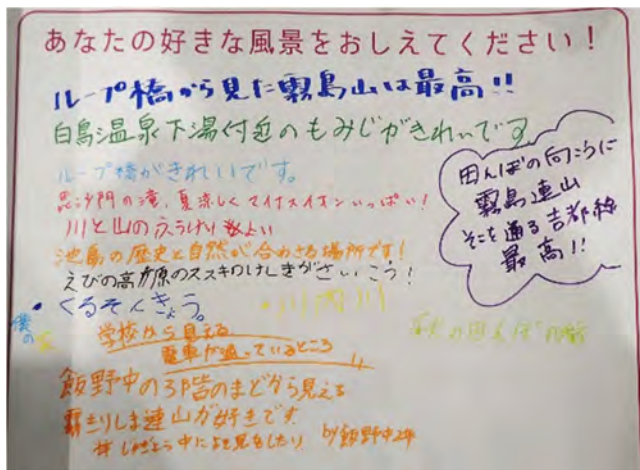
アンケートの絵や写真には、「どこから」(眺望場所)見た「どこの」(眺望対象)風景かの説明を書いてもらいました。眺望場所に関しては、自宅や通学路、学校の教室といった身近な場所が半数以上を占めました。眺望対象は「山や田んぼの風景」が同じく半数以上であり、川内川やクルソン峡の風景など豊かな自然に関する回答が多く見られました。



子どもアンケートの回答 (一部)

### ③産業文化祭における参加型展示

市民や事業者に景観計画策定や景観づくりに関する取組の周知を行うため、2017年11月に行われた「第31回田の神さあの里産業文化祭」において、景観づくりの意義や子どもアンケートの展示を行いました。展示には、「あなたのお気に入りの風景」について書くスペースを設け、山や川の風景、紅葉の名所、田んぼの風景などが挙げられました。



参加型展示の記述スペース

### (3) 市民意識から見たえびの市の景観

市民アンケートや子どもアンケート、産業文化祭展示のいずれにおいても、「えびの高原」や「霧島山の風景」がえびのらしい風景、好ましい風景として最も多く挙げられました。霧島山を望む視点は、「えびのPA」「ループ橋」といった名所となっている場所から「家の庭」「学校」といった日常的な場所まで幅広く、市民が常に南北ふたつの山地を見上げながら暮らしていることを読み取ることができました。

一方で、市民アンケートでは、人口減少に伴い耕作放棄地や空き家の問題、道路や街路樹の管理等の問題から、「懐かしいふるさとの風景」が変容しているという危機感のある意見も目立ちました。

## 2-3 えびの市の景観特性

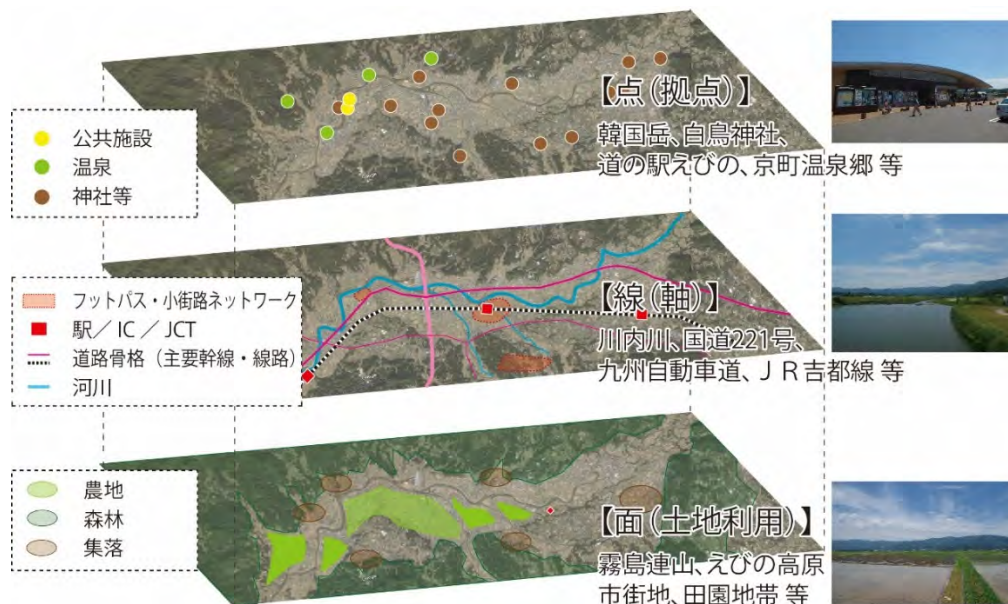
えびの市の景観を俯瞰的に捉えると、向かい合う南北の山々の間に平野（加久藤盆地）が広がり、農地と集落が大部分を占める平野部分の中で、幹線道路沿いに市街地が発達する、特徴的な構造の上に成り立っています。さらに、真幸・加久藤・飯野といったそれぞれの地区において、地形条件や景観を構成する要素等の違いから、場所毎に様々な景観を目にすることができます。

本項においては、えびの市の景観特性を構造的に捉えるための基礎情報として、(1) 点・線・面の考え方に基づく景観資源の整理と(2) 視点場設定の考え方の整理、及び(3) 地区毎の特性把握を行います。

### (1) 点・線・面の考え方に基づく景観資源の整理

景観は点的資源（拠点）、線の資源（軸）、面的資源（土地利用）により構成されるものとし、整理していくことができます。また、形成された景観を、快適な環境の中で見ることができる視点場も重要な資源です。

ここでは、えびの市の景観を捉える枠組として、上記3つの資源に関する分類について示します。



#### ① 点的景観資源（拠点）

点的景観資源（拠点）の分類を以下に示します。

##### i) 自然に関する景観資源

えびの市は、加久藤カルデラと呼ばれる火山地形の北部に位置しており、市の北部にある矢岳、百貫山、国見山等はカルデラの外輪山にあたる山なみです。市南部に位置する白鳥山、韓国岳、甕岳等は総称して「霧島山」と呼ばれ、平野部及び北側の山間部のどこからも眺めることのできるえびの市のシンボルともいえる存在となっています。山すそにある水源や池等は、霧島山の水の恵みを感じられる資源として、市民に親しまれています。



陣の池



## ii) 歴史・文化に関する景観資源

えびの市の歴史は旧石器時代までさかのぼり、以降の各時代背景との関わりを深く示す資源が数多く点在しています。特に、古墳時代の中央政権（ヤマト王権）との関わりを示す貴重な出土品が発掘された島内地下式横穴墓群や、戦国時代の島津氏と伊東氏の覇権争いを物語る木崎原古戦場跡、明治時代の西南の役における薩摩軍と官軍の戦いの激戦地を示す資源等が特徴的です。また、人々の暮らしに根付いている田の神文化や牛越祭り、打植祭、大太鼓踊りといった伝統文化もあり、これらのいくつかは今なお地域で大切に受け継がれています。



木崎原古戦場跡

## iii) 生活・暮らし・産業に関する景観資源

山すそから市中央部にかけては集落が点在し、生垣や石積みに囲まれた昔ながらの農村住宅が立地しています。京町温泉、吉田温泉は、良質の湯が湧出する温泉郷として知られています。

市のほぼ中央に位置する加久藤地区は、九州自動車道えびのインターチェンジや国道、県道等が接続する交通環境から、大規模な物流基地や工場等の立地が特徴となっています。また、市役所等の公共施設も多く立地しており、市民の様々な活動の中心地となっています。



グリーンパークえびの

観光・レクリエーションに関連する景観資源としては、道の駅えびの、えびのエコミュージアムセンター等の観光施設や八幡丘公園等が挙げられます。

## ②線的景観資源（軸）

線的景観資源（軸）の分類を以下に示します。

### i) 主要幹線道路

えびの市においては、市域の西部から東部へと加久藤盆地の中心部を横断する国道 268 号と国道 221 号が各地区を結んでいます。

国道 268 号及び 221 号からは市の南部・北部や近隣市町村へとつながる国道・県道が南北へと延びています。北部の熊本県人吉市方面から延びる国道 221 号の途中にはループ橋が設けられ、印象的な視点場の一つとなっています。



国道 221 号

また、市の南北を九州自動車道が縦断しており、高速道路を通行する人にとっても、えびの市の景観は馴染みの深いものとなっています。えびのインターチェンジは市の玄関口ともなっており、インターチェンジ付近には大規模な工業施設も立地しています。



えびの IC 付近の工業施設

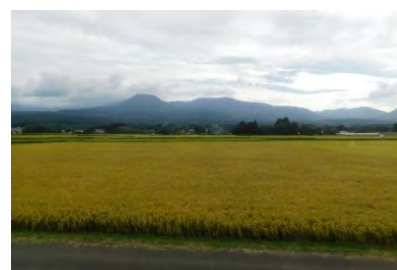
## ii) 鉄道

市の中心部には、鹿児島県湧水町と宮崎県都城市を結ぶ J R 吉都線が、国道 268 号及び 221 号と並行して走っています。えびの市内には京町温泉、えびの、えびの上江、えびの飯野の 4 つの駅が所在し、いずれも無人駅となっています。えびの駅は、大正期に築造された大型の木造駅舎で、開業当時の造作を良く残していることから、国の登録有形文化財として登録されています。

市の北西部には J R 肥薩線が通っており、同線における市内唯一の駅である真幸駅では、歴史ある駅舎をいかして、地域住民による観光 P R 活動が行われ、観光客が訪れるスポットとなっています。



J R 吉都線



J R 吉都線からの風景

## iii) 河川

えびの市を流れる川内川は、市の中心部を国道 221 号と交差しながら流れ、景観の重要な骨格を形成するとともに市民の生活を支えてきました。特に農業用水としての役割は大きく、川内川を中心として広い水田地帯が形成されています。

川内川の支流である長江川と池島川も、集落や田畑へ用水路を經由して、流域に豊かな水をもたらしています。市民にとっての貴重な自然環境であり、多くの市民や来訪者にとって魅力ある憩いの空間を提供しています。また、市民による堤防の草刈りなども行われています。



市の中心を流れる川内川

## ③面的景観資源（土地利用）

面的景観資源（土地利用）の分類を以下に示します。

### i) 山林

山林は、豊富な水等の自然資源を有しており、景観としての役割のみならず、水源かん養、生物多様性の維持、国土や自然環境の保全機能等の様々な役割を担っています。特に、南部のえびの高原一帯は霧島錦江湾国立公園に、北部の矢岳高原一帯は矢岳高原県立自然公園に指定されており、国や県を代表する自然の風景地として、自然学習や観光を目的に多くの人が訪れています。

### ii) 農地

えびの市の農地は、広大な農地と川内川の水を確保できる平野部分を中心に広がっています。農業はえびの市を支える基幹産業であり、標高 200~250m のエリアは県内有数の大穀倉地帯となっています。標高 250m 以上の台地は畑作地帯となっており、キャベツや白ネギ、サトイモやゴボウなどの露地野菜とイチゴ、ピーマンなどの施設園芸が盛んに行われています。

畜産も盛んであり、平野部では牛舎などののどかな景観を目にすることができます。



### iii) 集落

加久藤カルデラの外輪山及び中央火口丘の麓にあたる山すその部分には、古くからの農村集落が広がっています。集落の中を走る水路も多く存在し、石垣や田の神さあなどとともに、農と共にあった古くからの加久藤盆地の暮らしを物語る、のどかで懐かしさを感じる景観となっています。西部の京町温泉郷や吉田温泉など、温泉地の周囲に栄えた街並みや、湧水の里をテーマにむらづくりを行う田代地区等、豊かな自然環境に由来する生業や暮らしを再評価する取組も行われています。

### iv) 市街地

えびの市の市街地は、加久藤盆地の中心部に形成されています。特に、真幸地区、加久藤地区、飯野地区の都市計画用途地域にあたる部分では、国道沿いに大規模な商業施設が多く立地しており、近隣に住宅地も増加しています。特に中部の加久藤地区は、市役所などの行政機能が集中しています。

市全体としては、国道沿いを中心に住商混在型の土地利用がなされ、医療施設等が他の地域より集中する新興住宅地も形成されています。

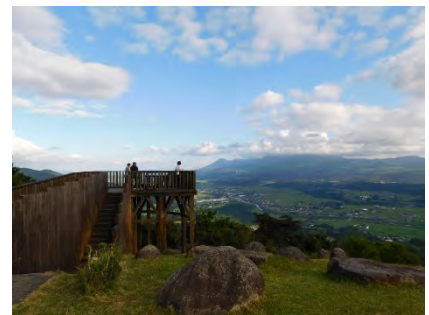
## (2) 視点場設定の考え方

良好な景観の形成にあたっては、以下に示すような「見る側」の立ち位置である視点場の考え方も考慮に入れた上で、検討を行っていく必要があります。

### ①山頂、平野部等の見晴らしのいい場所

九州山地や霧島山などの標高の高い場所、飯野城跡等の小高い丘の上、ループ橋や狗留孫大橋等は、点・線・面で構成されるえびの市の景観を一体的に捉えることのできる視点場となっています。

また、平野部等の見晴らしのいい場所においても、山々を背景にした水田景観や農村景観等を目にすることができ、地域住民や来訪者にとって親しみのある「えびのの風景」の良好な視点場と位置づけることができます。



矢岳高原展望所からの眺望

### ②自動車や鉄道の車窓

九州自動車道などの発達した交通網や、JR吉都線などの地域に根差した交通手段を有するえびの市において、移動するスピードで移り変わる景観を眺める体験は特徴的なものとなっています。

JR吉都線京町温泉駅からえびの飯野駅の区間は、九州山地の山々と霧島山を常に左右に見ながら走ります。北には川内川、南には広大な田園風景が様々な表情を見せながら現れ、合間に



JR吉都線の車窓からの風景

は集落や市街地の風景が展開します。

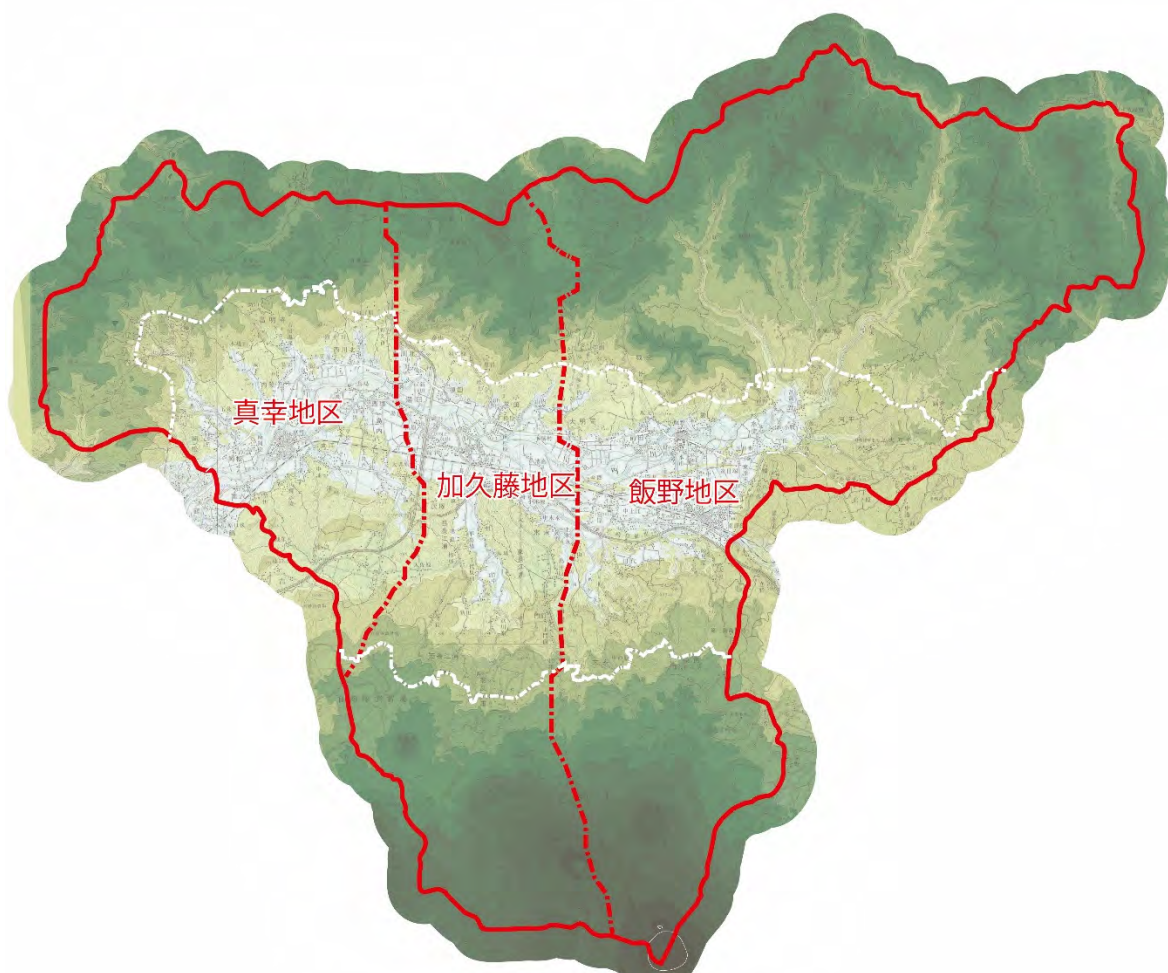
J R肥薩線の矢岳駅～真幸駅間は、霧島山や、晴れた日には桜島を望むことができ、「日本三大車窓」とも言われる絶景が広がります。



J R肥薩線の車窓からの風景  
(日本三大車窓)

### (3) 地区ごとの概要

えびの市の景観は、場所ごとにも様々な特徴を有しています。ここでは、地形的特徴や歴史的成り立ちが特に類似する旧町村単位での以下の3つの地区について概要を示します。



図：地区の区分



## ①真幸地区

市の西部に位置し、鹿児島県伊佐市、湧水町と市町境を接しています。真幸地区は、県内有数の米どころであるえびの市の中でもとりわけおいしいお米として知られる「真幸米」の生産地です。田の神さあが畦に立つのどかな田園風景が真幸の象徴となっています。京町温泉、吉田温泉など良質の湯が湧出する温泉郷としても知られ、古くから湯治湯としても賑わってきました。

以前は川内川に屋形船を浮かべ、観光客をもてなすなど河川とのつながりも強く、河川敷で現在も行われている京町温泉花火大会は夏の風物詩となっています。



図：真幸地区の地域資源図



吉田温泉の街並み



東内野地区の農地と田の神さあ

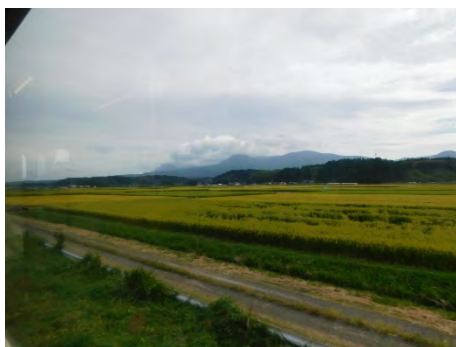


国道 268 号沿いの商業施設



## ②加久藤地区

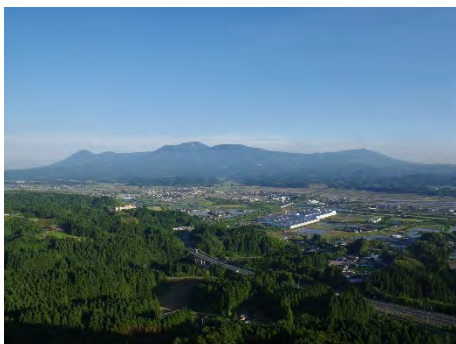
えびの市のほぼ中央に位置する加久藤地区は、九州自動車道えびのインターチェンジや国道、県道等の接続する交通環境から、えびの市の玄関口となっています。市の南部に広がる霧島山に向かい、北側にはえびの盆地を見下ろす加久藤峠が位置しています。かつては交通の難所と言われていましたが、現在はループ橋が設けられ、市内を代表する視点場となっています。



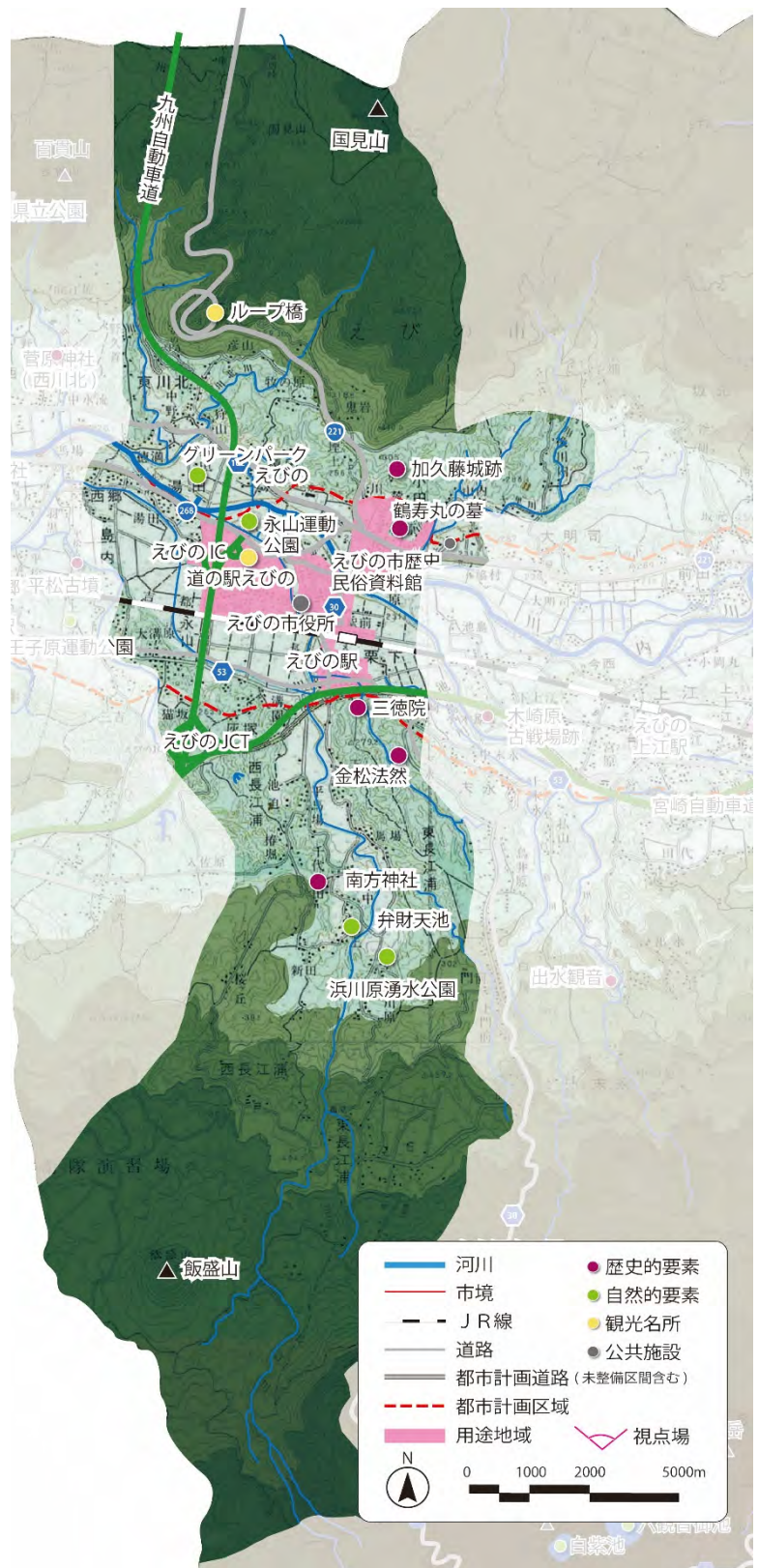
農村部の風景



未利用地に設置されたソーラーパネル



矢岳高原県立自然公園からの眺望

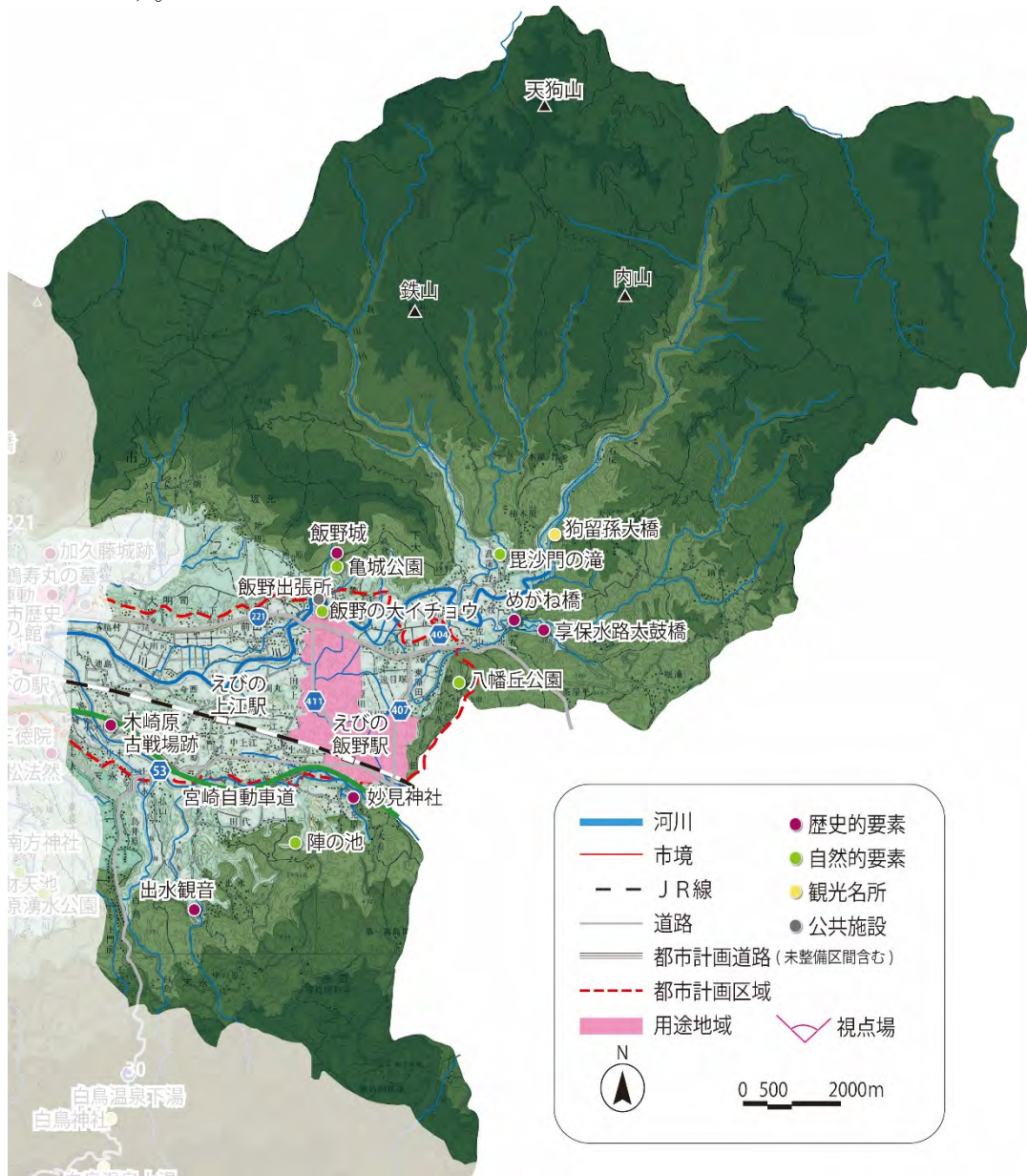


図：加久藤地区の地域資源図



### ③ 飯野地区

飯野地区は、市の東部にあり小林市と市境を接しています。国道 221 号沿道に住商混在型のまちが広がり、医療・福祉施設が他の地域に比べて集中しています。灌漑水路が走る水田では「えびの米」で知られるヒノヒカリが栽培されています。田んぼの畦では表情豊かに豊作を願う田の神さあが点在しており、のどかな田園景観を形成しています。また、山すその集落には、米づくりとともに豊作を願う伝統芸能が数多く残っており、地域住民によるむらづくりが、のどかな田園風景を引き継ぐ活動に繋がっています。



図：飯野地区の地域資源図



飯野城からの眺望



飯野出張所周辺の街並み

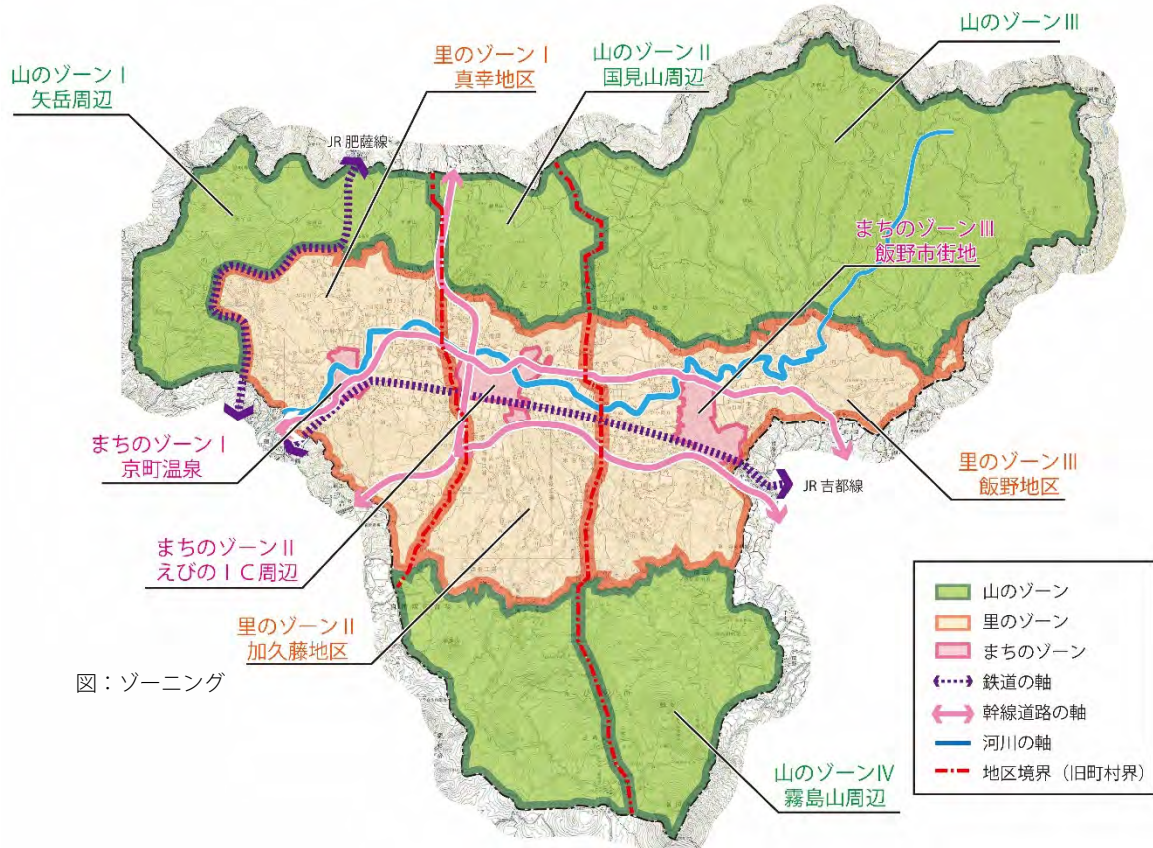


クルソン峡の風景

## 2-4 えびの市の景観構造と景観づくりの課題

### (1) えびの市の景観を形作るゾーンと軸

えびの市の景観構造を、分類（土地利用を中心としたゾーニングと景観を形成する軸）及び地区ごとに以下のように整理します。



図：ゾーニング

表：分類と地区毎のゾーニング

分類	真幸地区	加久藤地区	飯野地区	えびの高原地区
ゾーン	山のゾーン 山のゾーンⅠ： 矢岳周辺	山のゾーンⅡ： 国見山周辺	山のゾーンⅢ： 鉄山・クルソン峡周辺	山のゾーンⅣ： 霧島山周辺
	里のゾーン 里のゾーンⅠ： 真幸地区	里のゾーンⅡ： 加久藤地区	里のゾーンⅢ： 飯野地区	
	まちのゾーン まちのゾーンⅠ： 京町温泉周辺	まちのゾーンⅡ： えびのⅠC周辺	まちのゾーンⅢ： 飯野市街地	
軸	幹線道路の軸 国道 221 号・国道 268 号・国道 447 号 九州自動車道・宮崎自動車道			県道 30 号
	鉄道の軸 J R 吉都線・J R 肥薩線			
	河川の軸 川内川			

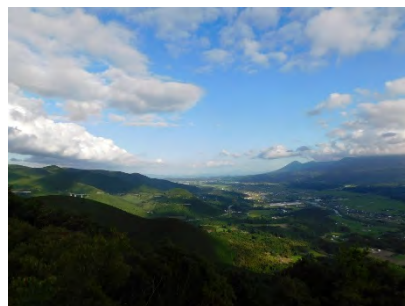


## (2) 構造ごとの景観特性と課題

### ①山のゾーン

#### 山のゾーンⅠ：矢岳周辺

- ・九州山地のうち、標高約 700～800m 程度に位置する滝下山、矢岳山、百貫山等の山々がそびえ立つゾーンです。矢岳高原県立自然公園は市民や観光客が訪れる景観資源であるとともに、展望所が設置されており、加久藤盆地を一望できる視点場にもなっています。童詩謡作家・野口雨情は昭和 10 年に矢岳高原を訪れ「雨の知らせか霧島山に雲がまた来てまたかかる」と歌を詠んでいます。
- ・当該地区の山林はほとんどが国有林で保安林指定されています。山の中腹より標高の低い部分は一部が地域森林計画対象民有林となっています。



矢岳高原からの眺望

#### 山のゾーンⅡ：国見山周辺

- ・かつて交通の難所と言われていた加久藤峠を擁する、国見山の山麓にあたるゾーンです。熊本県人吉市方面からの主要アクセス道路となっている国道 221 号の中でも、市街地を一望できる「ループ橋」は印象的な視点場となっています。
- ・山頂から山の中腹にかけては国有林であり、一部が保安林指定されています。山の中腹より標高の低い部分の山林は地域森林計画対象民有林となっています。



平野部から見た国見山周辺

#### 山のゾーンⅢ：鉄山・クルソン峡周辺

- ・クルソン峡や狗留孫大橋、毘沙門の滝等、九州山地の自然の豊かさを感じさせる自然資源や観光地を多く有しています。
- ・飯野地区の山林は多くが地域森林計画対象民有林となっており、一部を除く範囲が、保安林として管理すべき森林に指定されています。



狗留孫大橋

#### <山のゾーンⅠ～Ⅲにおける課題>

- ・えびのPA、ループ橋、狗留孫大橋等は、えびの市の景観を一体的に捉えることのできる視点場として、今後の開発行為等による眺望への影響を可能な限り抑えていく必要があります。
- ・国有林・民有林の双方において大規模な森林伐採が散見されています。治山及び景観的影響の視点を考慮した計画的な伐採及びその後の植林等を行っていく必要があります。
- ・山間部においては、農作物への鳥獣被害対策を行いながら、山林全体の計画的な管理を引き続き行っていくことが必要です。

## 山のゾーンⅣ：霧島山周辺

- ・えびの市の南に広がるえびの高原を中心としたゾーンです。標高約 1,200m、わが国最初の国立公園に指定された霧島錦江湾国立公園の北部に位置し、豊かな自然の宝庫としても知られる県内屈指の観光エリアです。
- ・韓国岳や甑岳をはじめ大小様々な山々が裾野を広げるえびの高原には不動池、六観音御池、白紫池などの火山湖が点在します。
- ・白鳥温泉上湯の展望所や地方道えびの小田線の白鳥展望所からは、九州山地を背景としたえびの盆地を一望することができます。



霧島山周辺

### <山のゾーンⅣにおける課題>

- ・国立公園区域内においては、自然公園法に基づく開発行為の制限が行われていますが、特に普通地域内においては厳しい規制はかけられていないため、良好な山林景観の保全に配慮していく必要があります。

### <山のゾーン全体における課題>

- ・山地からの眺望の範囲に大規模な太陽光発電施設が建設される等、良好な眺望が阻害される開発行為が行われています。太陽光発電施設、携帯電話の電波塔等の大規模な工作物については、良好な眺望景観を阻害しないよう、新設・更新等の際に配慮を行っていく必要があります。

## ②里のゾーン

### 里のゾーンⅠ：真幸地区

- ・真幸地区では、明治初期につくられた石積みの棚田が一部集落では今なお残っています。西内堅地区の山間にある真幸棚田は、日本の棚田百選に選出されていますが、現在は耕作放棄地が増加し、景観を維持していくための耕作が課題となっています。
- ・真幸地区の多くの集落は、川内川に流れ込む支川がつくる扇状地の扇端部山すそ側に形成されています。集落と川内川の間には田園が広がり、広々とした農村景観を感じることができます。一方、丘陵部にも民家はありますが、群をなさずに、農地の中で個が点在しているような立地となっています。
- ・JR肥薩線の真幸駅では、縁起の良い駅名と歴史ある駅舎をいかして、地域住民による観光PR活動が行われ、観光客が訪れるスポットとなっています。



真幸駅のホーム



## 里のゾーンⅡ：加久藤地区

- ・えびのインターチェンジ西側の農地の一角に、2003年公開の映画『美しい夏キリシマ』の石碑が建てられています。石碑の場所から南側には霧島山を背景とした広大な農地が広がり、電柱のない区間が続くことから、ロケツーリズムの場となることも期待されます。
- ・大溝原地区等の集落において、伝統的な農家建築や石垣、塀、生垣といった景観資源を目にすることができます。



大溝原地区の集落

## 里のゾーンⅢ：飯野地区

- ・飯野地区は、めがね橋や享保水路太鼓橋、飯野城、木崎原古戦場といった歴史資源を多く有しています。名将島津義弘が30歳から56歳までの26年間過ごした地であり、島津ゆかりの史跡が随所に残されています。
- ・自然公園や渓谷などの観光スポットが多く、自然も豊かな地区です。小林市との市境に位置する八幡丘公園には展望所が設置されており、東側からえびの盆地を一望できる視点場となっています。
- ・平野部は大半が農地であり、未利用地が増加しています。農地に関しては、中・小規模残存農地が各所に点在しています。



八幡丘公園からの眺望

### <里のゾーン全体における課題>

- ・特に農村集落において、人口減少に伴い空き地・空き家が増加しており、有効活用や安全性の確保が必要です。
- ・集落を流れる用水路や、集落内に古くから残る住宅や納屋、門、塀等の歴史的建造物は、集落の歴史を物語る資源として可能な限り保全を図っていく必要があります。
- ・古くから地域の拠点となっていた神社や鎮守の杜、大樹のある場所などは、歴史的な空間としての価値だけでなく、地域のつながりを育む拠点空間としての価値も重視し、しっかりと後世に受け継いでいく必要があります。
- ・水田・畑地等の農地においては、後継者不足により耕作放棄地が増加しています。農地法・農振法のソフト施策との連動により、農地が健全に維持されていくための取組を行う必要があります。
- ・堤防や護岸、樋門といった河川構造物は、景観（生態系や地域の歴史、広々とした河川空間の特徴等）に配慮し、整備を行っていく必要があります。また、河川は洪水時には危険な存在となりますが、日常的には人々に憩いや安らぎを与えるものとして機能するため、防災機能を確保しつつも親水性の高い河川整備に取り組んでいく必要があります。

### ③まちのゾーン

#### まちのゾーンⅠ：京町温泉周辺

- ・真幸地区は、京町温泉駅を中心に用途地域が指定されています。駅前周辺及び国道 268 号沿いは商業系、周辺に住居系、駅西側は主に工業系の用途が指定されています。また川内川以北の地区も住居系の土地利用となっています。えびの市都市マスタープランでは、「京町地区は、近年は建物の老朽化、観光客の減少などから、温泉町としての魅力に欠けてきている。今後は“京町温泉郷の魅力の向上”を積極的に推進し、えびの市の観光拠点としてまちづくりを推進していく必要がある」とされています。
- ・京町温泉駅を中心に、観光産業を主体とした地区と川内川より北の住宅地を中心に農地が広がる地区から形成され、えびの市の観光拠点として位置づけられています。また、観光産業を主体とした京町地区周辺には、国道 268 号及び国道 447 号が通過しており、その沿線に商業地が形成されています。
- ・平成 30 年 7 月に京町温泉駅観光交流センターが設置されました。京町温泉においては、自治会の有志におけるまちづくりが活発に行われています。



京町温泉街

#### まちのゾーンⅡ：えびの IC 周辺

- ・えびの市のほぼ中央に位置する加久藤地区は、九州自動車道えびのインターチェンジや国道、県道等の接続する交通環境から、大規模な物流基地や工場等の立地が特徴となっています。
- ・加久藤地区では、九州自動車道えびのインターチェンジからえびの駅周辺の国道 268 号の南側を中心として用途地域が指定されています。えびのインターチェンジ周辺及び川内川北側の小田地区は工業系の用途、えびの駅前から市役所周辺にかけて商業系の用途が指定されている他は、主に住居系の土地利用となっています。えびの市都市マスタープランでは「商業系用地は商業施設の集積が低いため、今後土地の有効利用を図る必要がある。」「えびのインターチェンジ周辺は、工業系用地として位置づけられているが、工業施設の集積度が低く、今後土地の有効利用を図る必要がある。」とされ、土地の有効利用がキーワードとして位置づけられています。
- ・道の駅えびのは、市内で最も多くの観光客が訪れる観光拠点となっています。えびのインターチェンジの近傍にはコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社の工場である「グリーンパークえびの」が立地し、屋外エリアは市民や工場見学に訪れた観光客の憩いの場となっています。



えびの IC 周辺

### まちのゾーンⅢ：飯野市街地

- ・国道 221 号沿道は、住商混在型の土地利用がなされています。また、医療・福祉施設が他の地域より集中しているとともに、飯野小・中・高校が立地しています。
- ・えびの市都市マスタープランでは、「えびの飯野駅前は、地域内の買い周りを中心とした商業地として位置づけられており、駅前通線及び飯野駅前南通線沿いは商業施設の集積がみられるが、外は併用店舗が散在しており、集積度はかなり低い状況である。」とされています。



飯野市街地の風景

- ・飯野城の城下町にあたるエリアでは、任意の建築協定を昭和末期に締結しており、良好な景観づくりに向けた住民意識が高い一方、任意の協定であるため徹底には至っていない現状があります。

#### <まちのゾーン全体における課題>

- ・特に都市計画用途地域が設定されている 3 つの市街地において、用途地域内の土地の高度利用が進んでおらず、一方で国道沿いにおいては商業施設等の建設が無秩序に進んでいます。今後の企業誘致等に際しては、まとまりのある市街地の形成を目指していく必要があります。
- ・J R 吉都線の各駅の周辺等に未利用建築物が多く、賑わいの再生に向けた取組を検討する必要があります。
- ・公共施設の老朽化が進んでおり、計画的な維持管理及び建替等を行っていく必要があります。
- ・京町温泉・吉田温泉といった特徴ある温泉街について、地元が進めているまちづくりとの連携によりまちの個性をいかした景観形成を行い、今後のさらなる誘客につなげていく必要があります。

#### ④幹線道路の軸

- ・国道 221 号及び 268 号の沿道では、3 つの市街地において用途地域が設定されており、比較的規制の緩い宮崎県屋外広告物条例の第 1 種規制地域となっているため、規模の大きい屋外広告物が設置されています。
- ・九州自動車道及び宮崎自動車道の沿線は、宮崎県屋外広告物条例の第 2 種禁止地域となっています。



国道 221 号

#### <幹線道路の軸における課題>

- ・沿道における屋外広告物については、背景の山並みへの眺望を阻害しないよう、適切な誘導を行っていくよう努めます。
- ・国道・県道等の幹線道路沿いにおいて、草木が繁茂し、景観的に荒れた印象を与えている箇所が散見されるため、適切な維持管理を行っていくよう努めます。

## ⑤鉄道の軸

- ・ J R 肥薩線は、人吉方面から続く急峻な山地の中に切り開かれた路線であり、真幸駅は列車を前進・後退させて進行するスイッチバックの駅としても有名です。「日本三大車窓」と呼ばれる矢岳駅～真幸駅間は、特に多くの観光客の来訪目的となってきましたが、近隣では太陽光発電施設の建設も行われています。
- ・ J R 吉都線は、加久藤盆地の中央からやや南寄りを東西に走る路線です。各駅や、住宅が密集する場所以外では、ほとんどの区間で左右に九州山地と霧島山を見ながら列車の旅を楽しむことができます。



えびの駅周辺の風景

### <鉄道の軸における課題>

- ・ J R 肥薩線の沿線では、「日本三大車窓」と呼ばれる良好な眺望を阻害しないよう、移動する視点場からの見え方に留意した開発行為の制限・誘導を含む景観づくりが必要です。
- ・ J R 吉都線の沿線は、南北の山地を背景とした美しい田園風景への眺望を可能な限り阻害しないよう、開発行為の制限・誘導を含む景観づくりが必要です。

## ⑥河川の軸

- ・ えびの市の中心を流れる川内川や、支流である長江川・池島川等において、霧島山を背景とした雄大な川の流れの風景も、ふるさとの風景として多くの市民に親しまれています。一方で、水害等に備えた大規模な河川改修も行われています。
- ・ 子ども達をはじめ多くの市民が、魚釣りや溪流部でのキャンプ、河川清掃や水質調査等で川内川に親しんでいます。



川内川の風景

### <河川の軸における課題>

- ・ 堤防や護岸、樋門といった河川構造物は、景観（生態系や地域の歴史、広々とした河川空間の特徴等）に配慮し、整備を行っていくよう努めます。
- ・ 洪水時には危険な存在となる河川ですが、日常的には人々に憩いや安らぎを与えるものとして機能するため、防災機能を確保しつつも親水性の高い河川整備に取り組んでいくよう努めます。
- ・ 橋梁は河川景観を眺める視点場となる場所です。特に歩行空間は、視点場としての快適な整備に取り組んでいくよう努めます。



## ⑦えびの市全体の景観づくりに関する課題

- ・南九州地域や北霧島地域を往来する人々にとって、高速道路や幹線道路沿いにあるえびの市の風景は馴染み深いものですが、単なる通過点となってしまう誘客につながっていない側面があります。魅力的な景観づくりにより、交流人口を増やす取組を行っていく必要があります。
- ・山間部、集落部、市街地のいずれにおいても、空き地となった土地に大規模なソーラーパネルなどの建設が増えており、山地から市街地への眺望を阻害している場所も見られます。背景となる山の稜線や自然景観、農村景観との調和を図る必要があります。
- ・少子高齢化により地域における清掃活動などの担い手が減少しており、若年層や移住者等を巻き込んだ地域づくり、景観づくりを推進していく必要があります。
- ・今後のえびの市を担う将来世代である地域の子どもたちに対しても、えびの市の風景の良さを認識するための教育を行っていく必要があります。

## 第3章 良好な景観の形成に関する方針

### 3-1 基本理念

本計画の基本理念を以下に示します。

#### 霧島山のめぐみめぐる風景づくり — 「めぐみ」と「営み」の風景を未来へ—

「えびの市らしい風景」とはどんなものでしょうか。九州自動車道の加久藤トンネルを抜けたときに目に飛び込んでくる、霧島山を背景とした水田の風景。川内川の雄大な流れや、田んぼの傍らにたたずむ田の神さあの風景。田園風景の中をゆく吉都線の列車や、地域の流通を支える国道の風景——。

これら一つ一つの風景を支える基盤として、特徴的なカルデラ地形を生み出した霧島山と、豊かな水をたたえる加久藤盆地があり、その「めぐみ」の中で、農業、商工業といった産業や、人々の暮らしなどの「営み」が展開しています。

全国で地震、水害、噴火等の自然災害が相次いでいる昨今、地域の持つ潜在的な強さや災害から立ち上がるしなやかさをいかに維持・強化していくかが、地域づくりにおいて議論されています。えびの市においては、農業を中心とした従来の土地利用を維持することでカルデラ地形の持つ湛水性を担保するとともに、山林・農地・街並みなどを手入れしてきた地域コミュニティを維持することが、地域の強さ・しなやかさへとつながっていくと考えられます。そして、風景の美しさは、こうした地域の強さ・しなやかさによって支えられているものでもあります。

えびの市では、今後も発達した交通網をいかし、都市機能や商工業といった「まち」としての発展が不可欠です。そうした中で、「めぐみ」を将来にわたって享受していくためには、私たちがこうした強さをたたえる風景の価値を理解するとともに、農地を中心とする伝統的な土地利用や歴史文化の継承、住宅・公共空間の手入れなどの「営み」を続けていくことが必要になります。

本計画においては、この「めぐみ」と「営み」の風景をまもり、つくり、整え、さらには様々な関係者が協力して育てていくことで、市民の誇りとなり、来訪者にとっての魅力ある地域づくりを行うとともに、時代の変化や災害にあっても生き残ることのできる強靱な地域づくりに寄与していくことを目指します。



## 3-2 基本方針

基本理念を実現するため、以下の基本方針に基づき景観づくりを行っていくものとします。

### 風景をまもる ～霧島山に育まれためぐみの風景の継承～

- ・えびの市の風景の基盤となっている霧島山や九州山地の自然や水の恵み、歴史と文化、農業の営み、地域における生活環境など、えびの市の風景を支える様々な要素を保全します。
- ・市民や来訪者が「えびのらしい風景」を今後も享受できるよう、南北の山地と平野部の「見る・見られる」という関係性を景観づくりにおいて重視していくものとします。

### 風景をつくる ～まちや里における営みの風景の維持・発展～

- ・えびの市は、豊かな自然環境や発達した交通網をいかし、今後も「まち」としての発展を目指していくことが上位・関連計画にもうたわれています。都市整備と景観づくりの両立を図るため、都市計画マスタープランにおける土地利用規制と連携し、適切な景観誘導を図ります。
- ・真幸、加久藤、飯野の各市街地においては、温泉、流通、城下町といったそれぞれのまちの個性をいかした魅力的な街並み景観の創出を図っていくものとします。

### 風景を整える ～まちの個性（えびのらしさ）と快適性の保全・創出～

- ・住みたくなる、訪れたいまちを目指していくため、全市域を対象に守るべき緩やかなルールを定め、えびの市らしい風景を整えていきます。
- ・まちの発展の過程では、大規模な建築物や工作物の設置等の開発行為が想定されます。背景の山並みや田園風景などに影響を与える開発行為については、守るべき景観形成基準を設け、きめ細かな誘導を図ります。

### 風景を育てる ～市民・事業者・行政が一体となった景観まちづくりへの展開～

- ・基本理念を実現していくためには、市民一人ひとりがえびの市の風景の価値を認識し、今後の景観づくりの担い手となっていく必要があります。景観づくりへの理解を深め、地域活性化に役立てていく意識と意欲を育てます。
- ・山林、農地、街並みのいずれにおいても、適切な手入れと共にえびの市の人々の営みの舞台となり続けていくことが、今後の地域づくりにおいて重要です。産業や暮らしの維持・発展につながるような景観まちづくりへの展開を目指します。

## 第4章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

### 4-1 景観形成に向けた考え方

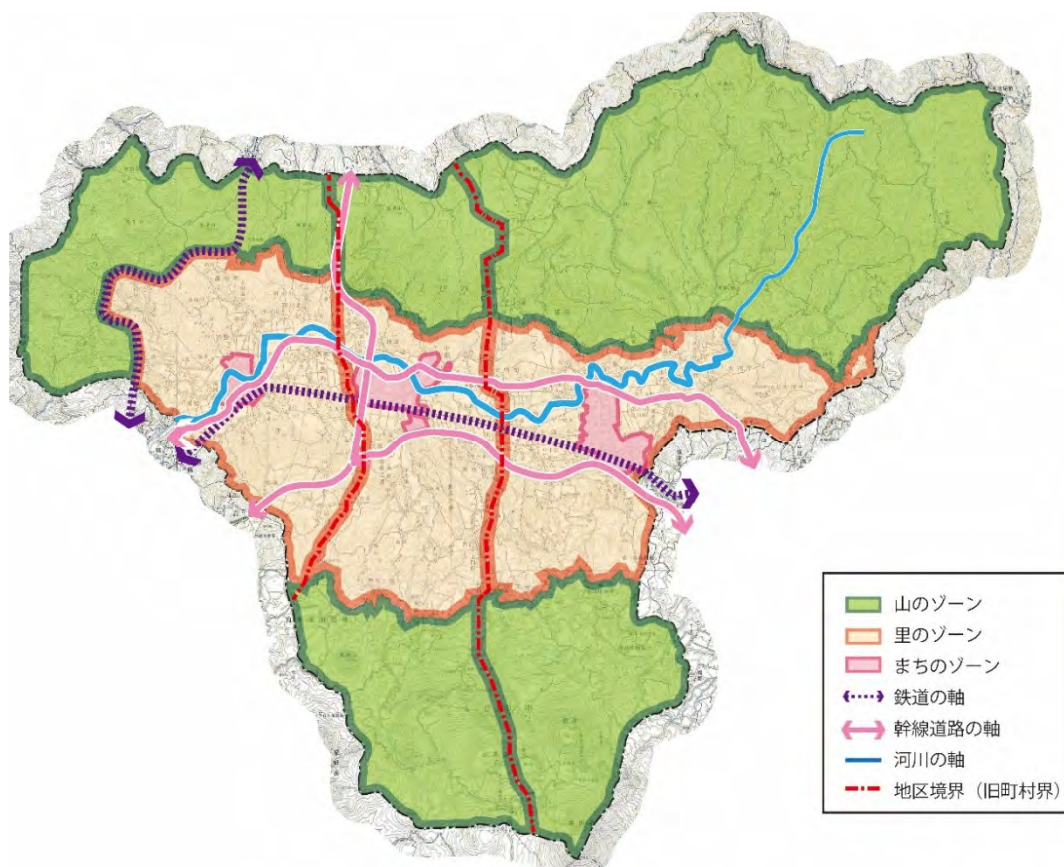
#### (1) 景観計画区域の設定

えびの市においては、市内全域に景観資源が分布していること、また山地と平野部を一体としたスケールの大きな景観がえびの市の景観の特徴であることから、全域を景観計画区域として設定します。

#### (2) 景観形成のためのゾーン設定の考え方

良好な景観形成に向けて、特色ある3つのゾーン（山のゾーン、里のゾーン、まちのゾーン）及び軸毎に景観形成の方針を設定します。

また、今後重点的に景観づくりを行っていく地区を「重点地区」として設定し、よりきめ細かい規制誘導を行っていくものとします。本計画においては、4-2において重点地区指定に向けた考え方を整理します。



#### <各ゾーンの範囲>

- 山のゾーン：北側は、JR肥薩線及びえびの北部1号線・えびの北部2号線・大河平茶屋平線等からなる線以北の範囲とします。ただし、九州自動車道以西の一部の部分は、水路を基準線とします。南側は、みやま霧島線・上門前尾八重野線等からなる線以南の範囲とします。
- 里のゾーン：南北の山のゾーンに挟まれた範囲のうち、まちのゾーン以外の範囲とします。
- まちのゾーン：都市計画上の用途地域に指定されている3つの地区の範囲とします。



### (3) 景観形成に向けた考え方

#### ① 視点場

えびの市における景観づくりを考える上での基準となる視点場の例を以下に示します。山地、丘等に設けられた展望所等の見晴らしのいい場所に加え、平野部の至るところから山々への良好な眺望をのぞむことができます。ここでは、道の駅等の観光拠点に加え、平野の中央を通る、連続する視点場としてのJR吉都線等を挙げています。

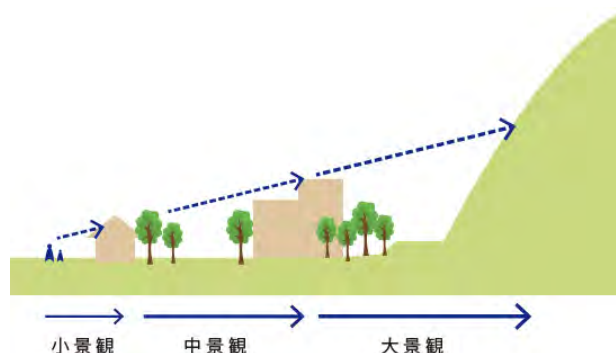


#### ② 景観を捉えるスケール

景観は、距離による見え方によって、大景観・中景観・小景観といった考え方に分類できます。

大景観は視対象とともに山なみと空が一体となった地域全体を概観できるようなスケールの大きな景観で、視対象と背景との対比や、視対象の輪郭によって構成される景観です。中景観は、建築物や道路の連続した街並みの雰囲気、緑などの要素の形、明暗や色の違い等を認識できる景観です。小景観は、建物の仕上げや素材、木々の葉の茂り具合や花の咲き具合まで確かめられる程度の近さでの景観です。

こうした観点から、景観を考える際は、視点場からの見え方が大景観・中景観・小景観のどれにあたるのかを検討しながら、配置や規模、形態といった大きな要素から、細かい意匠や素材などの小さな要素まで、その場に応じた検討を行っていく必要があります。



## (4) ゾーンと軸における景観形成方針

### <ゾーンごとの景観形成方針>

#### ①山のゾーン

- ・山のゾーンにおいては、山地から平野部への眺望、平野部から山地への眺望を中心として、えびの市の地形を大きなスケールの中で感じることのできる景観を目にすることができます。水と緑からなる自然環境を保全しつつ、大景観のスケールを意識した景観づくりを行っていきます。
- ・視点場から平野部または反対側の山地への良好な眺望を保全するため、山の稜線を基準とした建築物や工作物の高さへの配慮、眺望の背景となる山林に調和した色彩の検討等を行います。
- ・良好な山林景観を維持するため、林業の振興及び適切な手入れによる森林整備等の林業施策を、関係部局との連携の中で推進していきます。特に、伐期を迎えた山林の伐採を行う際は、防災や治山の観点からも、可能な限りその後の植林を行うことを推奨します。





## ②里のゾーン

- ・里のゾーンにおいては、山々を背景としたのどかな農地や集落の景観を目にすることができます。そうした里の風景を、集落等に立った際に見える中景観のスケールで捉え、農の営みや季節の彩りを感じることでできる景観づくりを行っていきます。
- ・平野部から南北の山地への良好な眺望を維持するため、山の稜線を基準とした建築物や工作物の高さへの配慮、眺望の背景となる山林に調和した色彩の検討等を行います。
- ・営みの景観を維持していくため、農地を中心とした既存の土地利用を今後も維持していくことを目指し、空き地・空き家対策や耕作放棄地の解消を、関係部局と連携して行っていきます。
- ・集落に残る水路、石垣、生垣、田の神さあなどの地域資源を保全し、えびの市らしい農村集落景観を守ります。





### ③まちのゾーン

- ・まちのゾーンにおいては、山々や農地を背景として、賑わいの中心となっている市街地の景観が見られます。市街地に立った際に見える中景観のスケールで捉え、調和とまとまりのある景観づくりを行っていきます。
- ・土地の高度利用を図りながら、山地から平野部への眺望、また平野部から山地への眺望に配慮した景観づくりを行います。
- ・幹線道路沿いに関しては、商業施設等による賑わいを維持しつつ、山地への眺望を著しく阻害することのないよう行為制限などを行います。



## <軸ごとの景観形成方針>

### ①幹線道路の軸

- ・主要な幹線道路沿道については、安全性の確保と同時にえびの市への来訪者を受け入れるための顔となる沿道の景観づくりを行います。
- ・商業施設などは、積極的な緑化により潤いのある沿道の景観づくりを行います。
- ・屋外広告物については、色彩や意匠の誘導により良好な沿道の景観づくりを行います。
- ・計画的な街路樹の選定や適切な維持管理によって、美しい沿道の景観づくりを行います。



国道 221 号

### ②鉄道の軸

- ・鉄道の軸、特に J R 吉都線は、南北の山地に囲まれた平野部という地形の中央を通り、連続した視点場としての役割を果たしています。
- ・車窓からは、霧島山や九州山地を背景とした水田や集落の風景をほぼ全ての区間で目にすることができます。そうした景観を阻害しないよう、各ゾーンにおける景観づくりと併せて、沿線の植栽管理等を行います。



J R 吉都線の線路

### ③河川の軸

- ・川内川を始めとする河川沿いについては、潤いのある風景を支えてきた水辺環境として、安全性を確保しながら適切な景観づくりに努めます。
- ・豊かな動植物との共生を図りながら、水辺環境の保全及び創出に努めます。



山々を背景とする川内川の景観



## (5) 届出対象行為

届出対象行為は、景観計画区域全体において以下の行為及び規模に該当するものとします。ただし、国立公園の特別地域における自然公園法に基づく許可を要する行為については、景観法に基づく届出は不要です。

対象となる行為		対象規模	
①建築物の建築など	建築物の新築、増築、改築または移転	高さ 10m以上または延床面積 500 m <sup>2</sup> 以上のもの	
	外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更	上記の規模のもので、外観変更に係る見付面積の合計が全体の 1 / 2 以上のもの	
②工作物の建設など	工作物の新設・増築・改築または移転	搭状工作物類	高さ 10m以上のもの（ただし電柱類を除く）
		垣、柵、塀、擁壁等	高さ 2 m以上のもの （柵や擁壁が複合している場合は合計の高さとする）
		太陽光発電施設等	太陽光発電板の合計が 500 m <sup>2</sup> 以上のもの
	その他の工作物	高さ 10m以上または築造面積 500 m <sup>2</sup> 以上のもの	
	外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更	上記の規模のもので、外観変更に係る見付面積の合計が全体の 1 / 2 以上のもの	
③開発行為（※ 1）		開発行為の面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上のもの	
④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更		行為に係る土地の面積の合計が 500 m <sup>2</sup> 以上のもの	
⑤土石の採取・鉱物の採掘		行為に係る土地の面積の合計が 500 m <sup>2</sup> 以上のもの	
⑥木竹の伐採		伐採面積 1000 m <sup>2</sup> 以上のもので、伐採後に林地開発を行うもの ※天然更新及び植林を行う場合は含まない	
⑦屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		堆積を行う土地面積の合計が 500 m <sup>2</sup> 以上または堆積の高さ 4 m以上のもの	
⑧特定照明（※ 2）		①及び②の外観に設置する照明	

（※ 1）開発行為とは：都市計画法第 4 条第 12 項に定義される「開発行為」のことであり、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を指す。なお、えびの市では、都市計画区域における 3,000 m<sup>2</sup>以上の開発行為を行う際は開発許可申請が必要となるが、景観条例においては、開発自体を妨げるものではなく、景観配慮を行う基準として上記の 1,000 m<sup>2</sup>を設定している。

（※ 2）特定照明とは：景観法施行令第 4 条に定義される「特定照明」のことであり、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明を指す。



## (6) 景観形成基準

ゾーンごとの景観形成基準を以下に示します。ただし、山のゾーンのうち、霧島錦江湾国立公園区域に該当する地域は、国立公園の管理保全計画書に定められる基準を順守するものとします。

### ①山のゾーン（矢岳周辺、国見山周辺、鉄山・クルソン峡周辺、霧島山周辺）

項目	景観形成基準
建築物・工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山地から平野部、平野部から山地への眺望を阻害しない高さ・配置となるように努める。</li> <li>・太陽光発電施設を設置する場合は、周辺の景観との調和に配慮するとともに、道路や観光施設などの公共の場所から目立たないように配置等を工夫する。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・背景となる豊かな自然環境に配慮し、外壁に自然素材を使用するなど、周辺の景観に調和するよう努める。</li> <li>・周辺の建築物を大きく超えるような大規模な壁面を避け、周辺の景観に与える影響を軽減するよう配慮する。</li> </ul>
屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共の場所から容易に目にするのできる位置には設置しないよう努める。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないように工夫する。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の自然環境や集落景観と調和するよう、基調色に奇抜な色彩の使用は避け、以下に示す色彩基準に適合したものとする。</li> </ul> <p><b>【色彩基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外観の基調色（屋根や壁面等で主に用いられる色彩）は、マンセル値で以下の数値内とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>■彩度：R・YR・Y系は4以下、それ以外の色相は2以下</li> <li>■明度：8以下（ただし無彩色はこの限りではない）</li> </ul> </li> <li>・アクセント色（基調色以外の色）の使用はそれぞれの壁面の見付面積の1/10を超えないものとする。</li> <li>・ただし、畜産業に供する施設のうち、一定の温度を確保する必要がある建築物の屋根については、N9.5の使用を認めるものとする。</li> </ul>
外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共の場所から見える敷地においては、周辺の山林等の自然と調和する外観となるよう、緑化に努める。</li> <li>・既存の樹木等をできる限り保全するとともに、自然の植生に配慮した緑化に努める。</li> <li>・塀や柵等は、植栽と一体となった意匠となるよう配慮する。</li> </ul>
開発行為、土地の開墾及びその他土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の造成を行う際は、地形をいかし、地形の改変が最小限となるよう努める。</li> <li>・樹木の伐採は極力抑え、所々に現況の緑を残すよう配慮する。</li> <li>・造成後の敷地、擁壁等においては、可能な限り緑化を行う。</li> </ul>
土石の採取・鉱物の採掘	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の樹木等はできる限り保全・活用する。</li> <li>・道路等の公共の場所から地肌の露出が目立たないように採取・採掘位置等の工夫を行う。</li> </ul>
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共の場所から見える場所において林地開発を行う際は、伐採面積は必要最小限とするとともに、伐採の位置や方法、伐採後の植栽等で景観的影響が最小限となるよう配慮する。</li> </ul>
屋外における物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り、道路等の公共の場所から堆積物が目立たないように配置とするよう努める。</li> <li>・堆積の高さは必要最小限に抑え、植栽や塀による遮蔽を行う等配慮する。</li> </ul>

②里のゾーン（真幸地区、加藤久盆地中心部、飯野地区）

項目	景観形成基準
建築物・工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の景観を特徴づける山地や河川、歴史資源等への眺望を阻害しない高さ・配置となるように努める。</li> <li>・周辺の建築物や山なみとの連続性に配慮した配置・規模とする。</li> <li>・太陽光発電施設を設置する場合は、周辺の景観との調和に配慮するとともに、道路や観光施設などの公共の場所から目立たないように配置等を工夫する。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・背景となる豊かな自然環境に配慮し、外壁に自然素材を使用するなど、周辺の景観に調和するよう努める。</li> <li>・周辺の建築物を大きく超えるような大規模な壁面を避け、周辺の景観に与える影響を軽減するよう配慮する。</li> </ul>
屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共の場所から容易に目にするのできる位置には設置しないよう努める。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないように工夫する。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の自然環境や集落景観と調和するよう、基調色に奇抜な色彩の使用は避け、以下に示す色彩基準に適合したものとす。</li> <li>【色彩基準】</li> <li>・外観の基調色（屋根や壁面等で主に用いられる色彩）は、マンセル値で以下の数値内とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>■彩度：R・YR・Y系は4以下、それ以外の色相は2以下</li> <li>■明度：8以下（ただし無彩色はこの限りではない）</li> </ul> </li> <li>・アクセント色（基調色以外の色）の使用はそれぞれの壁面の見付面積の1/10を超えないものとする。</li> </ul>
外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共の場所から見える敷地においては、周辺の山林等の自然や背景となる山地景観と調和する外観となるよう、緑化に努める。</li> <li>・既存の樹木等をできる限り保全するとともに、自然の植生に配慮した緑化に努める。</li> <li>・塀や柵等は、植栽と一体となった意匠となるよう配慮する。</li> <li>・集落景観を特徴づける石垣や生垣、樹木等はできる限り保全する。</li> </ul>
開発行為、土地の開墾及びその他土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の造成を行う際は、地形をいかし、地形の改変が最小限となるよう努める。</li> <li>・樹木の伐採は極力抑え、所々に現況の緑を残すよう配慮する。</li> <li>・造成後の敷地、擁壁等においては、可能な限り緑化を行う。</li> </ul>
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共の場所から見える場所において林地開発を行う際は、伐採面積は必要最小限とするとともに、伐採の位置や方法、伐採後の植栽等で景観的影響が最小限となるよう配慮する。</li> </ul>
屋外における物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り、道路等の公共の場所から堆積物が目立たないように配置とするよう努める。</li> <li>・堆積の高さは必要最小限に抑え、植栽や塀による遮蔽を行う等配慮する。</li> </ul>
特定照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の生活環境に配慮し、過度の明るさや動きのある照明は使用しない。</li> </ul>

### ③まちのゾーン（京町温泉地区、えびのIC周辺、飯野市街地）

項目		景観形成基準
建築物・ 工作物	配置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の景観を特徴づける山地や河川、歴史資源等への眺望を阻害しない高さ・配置となるように努める。</li> <li>・太陽光発電施設を設置する場合は、周辺の景観との調和に配慮するとともに、道路や観光施設などの公共の場所から目立たないように配置等を工夫する。</li> </ul>
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・背景となる豊かな自然環境に配慮し、外壁に自然素材を使用するなど、周辺の景観に調和するよう努める。</li> <li>・周辺の建築物を大きく超えるような大規模な壁面を避け、周辺の景観に与える影響を軽減するよう配慮する。</li> </ul>
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共の場所から容易に目にするのできる位置には設置しないよう努める。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないように工夫する。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の自然環境や街並みと調和するよう、基調色に奇抜な色彩の使用は避け、以下に示す色彩基準に適合したものとする。</li> </ul> <p><b>【色彩基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外観の基調色（屋根や壁面等で主に用いられる色彩）は、マンセル値で以下の数値内とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>■彩度：R・YR・Y系は6以下、それ以外の色相は4以下</li> <li>■明度：規定なし</li> </ul> </li> <li>・アクセント色（基調色以外の色）の使用はそれぞれの壁面の見付面積の1/5を超えないものとする。</li> </ul>
	外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共の場所から見える敷地においては、周辺の山林等の自然や背景となる山地景観と調和する外観となるよう、緑化に努める。</li> <li>・駐車場は、閑散とした印象とならないよう敷地内の緑化や舗装等による修景に努める。</li> </ul>
開発行為、土地の開墾及び その他土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の造成を行う際は、地形をいかし、地形の改変が最小限となるよう努める。</li> <li>・樹木の伐採は極力抑え、所々に現況の緑を残すよう配慮する。</li> <li>・造成後の敷地、擁壁等においては、可能な限り緑化を行う。</li> </ul>	
屋外における物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り、道路等の公共の場所から堆積物が目立たないように配置とするよう努める。</li> <li>・堆積の高さは必要最小限に抑え、植栽や塀による遮蔽を行う等配慮する。</li> </ul>	
特定照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居系市街地や工業系市街地では、周辺の生活環境に配慮し、過度の明るさや動きのある照明は使用しない。</li> <li>・商業系市街地では、過度に明るい照明の使用は避け、魅力ある夜間景観の創出につながるよう配慮する。</li> </ul>	



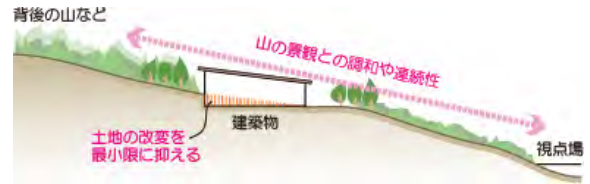
【参考資料：基準の解説】

＜建築物・工作物＞

●配置・規模

山地から平野部、平野部から山地への眺望を阻害しない高さ・配置となるように努める。(山のゾーン)

可能な限り高さは抑えて、眺望に配慮した高さ・配置とする。



地域の景観を特徴づける山地や河川、歴史資源等への眺望を阻害しない高さ・配置となるように努める。(里のゾーン、まちのゾーン)

周辺の建築物や山なみとの連続性に配慮した配置・規模とする。(里のゾーン)

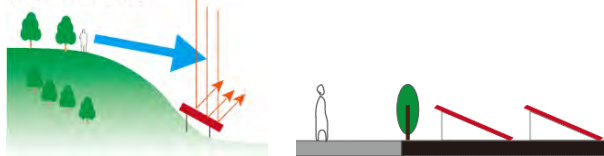
背景となる山なみや歴史資源への眺望を阻害しない高さ、配置とする。



太陽光発電施設を設置する場合は、周辺の景観との調和に配慮するとともに、道路や観光施設などの公共の場所から目立たないよう配置等を工夫する。(全てのゾーン)

単独で設置する場合には、道路や視点場の方向にパネルが向かないように配慮し、可能な限り植栽等により目隠しを行う。建築物に付帯させて設置する場合は、屋根の高さを超えない等の配慮を行う。

【高さ・位置の調節】



【単独で設置する場合】

傾斜を合わせる  
屋根の最上部を超えない



【建築物に付帯させる場合】

●形態・意匠

背景となる豊かな自然環境に配慮し、外壁に自然素材を使用するなど、周辺の景観に調和するよう努める。(全てのゾーン)

◆推奨する素材

- ・自然素材(木材、石材、漆喰等) ・瓦 ・レンガ ・窯業系サイディング ・光沢のないタイル 等

◆配慮が必要な素材

- ・反射が大きな素材(ミラーガラス、無塗装金属板 等)

●形態・意匠

周辺の建築物を大きく超えるような大規模な壁面を避け、周辺の景観に与える影響を軽減するよう配慮する。(全てのゾーン)

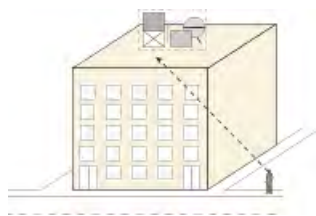
長大な壁面は圧迫感を与えるため、分節化によって変化をつける、分棟化により壁面の面積を小さくするなどして、圧迫感を軽減する。



●屋外設備等

道路等の公共の場所から容易に目にするのできる位置には設置しないよう努める。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないように工夫する。(全てのゾーン)

配置・目隠し等により、目立たないように工夫する。



目立たない位置に  
集約して配置する



壁面の立ち上げやルーバー等  
で目隠しする



壁面と同じ色で  
塗装する

●外構・緑化

道路等の公共の場所から見える敷地においては、周辺の山林等の自然と調和する外観となるよう、緑化に努める。(全てのゾーン)

敷地の緑化を行う際は、道路等公共の場所から見える場所を優先的に行い、周辺と調和するようにするとともに、樹種等の選択においては季節感や建物に合ったサイズ感も検討する。



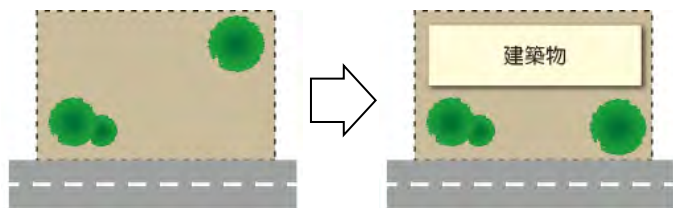
道路側や建築物に近い位置に植樹し、  
圧迫感を軽減する



中高木を組み合わせる配置し、  
滑らかな視線誘導につなげる

既存の樹木等をできる限り保全するとともに、自然の植生に配慮した緑化に努める。(山のゾーン、里のゾーン)

計画地に状態の良い既存樹がある場合には、出来るだけ保存又は移植して活用する。また、新たに緑化を行う際は、在来種を使用したり、周辺で使われている樹木を選択することで自然植生や周辺景観に調和させることができる。

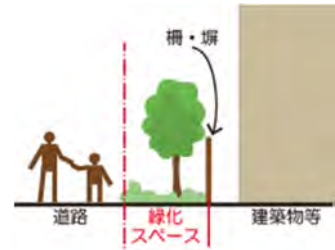


計画地の中に良い樹木がある場合には、それをいかした建築物の配置とするか、樹木の移植を検討する

●外構・緑化

塀や柵等は、植栽と一体となった意匠となるよう配慮する。(山のゾーン、里のゾーン)

塀や柵の前面(道路等公共の空間側)に緑化のスペースを設ける、または柵や塀を低く抑え、敷地側の植栽が見えるように配置するなどの工夫により、一体的になるように配慮する。



集落景観を特徴づける石垣や生垣、樹木等ではできる限り保全する。(里のゾーン)

市民に親しまれている樹木等がある場合や、石垣、生垣の連続性等が集落の特徴となっている場合は、出来るだけそれを保全・継承する。



連続する生垣



大切にされている樹木

駐車場は、閑散とした印象とならないよう敷地内の緑化や舗装等による修景に努める。(まちのゾーン)

道路に面した部分や角地など、公共の空間から見える範囲は可能な限り緑化を行う。道路側に樹木等の植栽が難しい場合には駐車スペースに芝生等の地被植物を植える、角地や駐車場内の分離帯などに植栽を行うなどの工夫をする。

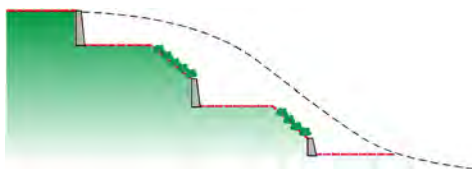


緑化を行った駐車場の例

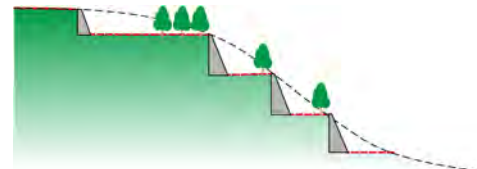
<開発行為、土地の開墾及びその他土地の形質の変更>

土地の造成を行う際は、地形をいかし、地形の改変が最小限となるよう努める。(全てのゾーン)  
造成後の敷地、擁壁等においては、可能な限り緑化を行う。(全てのゾーン)

土地の造成を行う際は必要最小限にし、既存の地形をいかしたものとなるよう配慮する。また造成後は必要に応じて緑化を行い周辺からの見え方にも配慮する。



のり面と擁壁を組み合わせ、  
擁壁も緑化ブロックなど  
景観に配慮したものとす



擁壁を細かく分割し、見上げた方向、  
見下ろした方向どちらからも目に入るような  
植栽を検討する



＜開発行為、土地の開墾及びその他土地の形質の変更＞

樹木の伐採は極力抑え、所々に現況の緑を残すよう配慮する。(全てのゾーン)

必要以上の樹木の伐採は控え、建築物や駐車場等を設ける際は、敷地緑化に既存の緑を活用する。

＜土石の採取・鉱物の採掘＞

既存の樹木等はできる限り保全・活用する。(山のゾーン)

道路等の公共の場所から地肌の露出が目立たないよう採取・採掘位置等の工夫を行う。(山のゾーン)

必要以上の面積の掘削や樹木の伐採は控え、採取・採掘後は可能であれば植樹を行う等、修景に配慮する。

＜木竹の伐採＞

道路等の公共の場所から見える場所において林地開発を行う際は、伐採面積は必要最小限とするとともに、伐採の位置や方法、伐採後の植栽等で景観的影響が最小限となるよう配慮する。

(山のゾーン、里のゾーン)

林地開発を行う際は、道路等の公共の場所から見えないように、植栽もしくは景観に配慮した柵や塀により遮蔽し、大景観もしくは中景観の中で目立たないように配慮する。

●目隠しの設置

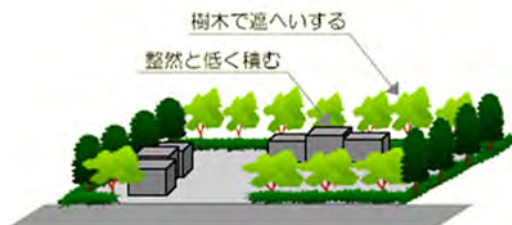


＜屋外における物件の堆積＞

可能な限り、道路等の公共の場所から堆積物が目立たないような配置とするよう努める。(全てのゾーン)

堆積の高さは必要最小限に抑え、植栽や塀による遮蔽を行う等配慮する。(全てのゾーン)

屋外で物件の堆積を行う場合には、堆積物が乱雑にならないよう整理してなるべく低く配置し、可能であれば道路等の公共の場所から見えないように、植栽もしくは景観に配慮した柵や塀によって遮蔽する。



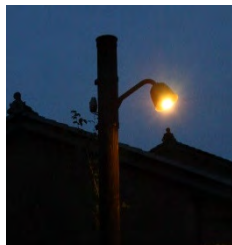
## <特定照明>

周辺の生活環境に配慮し、過度の明るさや動きのある照明は使用しない。(里のゾーン)

住居系市街地や工業系市街地では、周辺の生活環境に配慮し、過度の明るさや動きのある照明は使用しない。(まちのゾーン)

安全性や効率性を確保した上で、必要最小限とし、周囲の景観に配慮した意匠とする。また、照明器具本体の意匠は、昼間の見え方や建築物等との一体性に配慮したものとする。

星空や月などがきれいに見える場所などについては、点滅照明や動きのある照明は避ける。



商業系市街地では、過度に明るい照明の使用は避け、魅力ある夜間景観の創出につながるよう配慮する。(まちのゾーン)

特定照明(回転灯や点滅灯、サーチライトのような、大容量光源のものや可動式のもので周囲に光害を及ぼす影響のあるもの)は避ける。

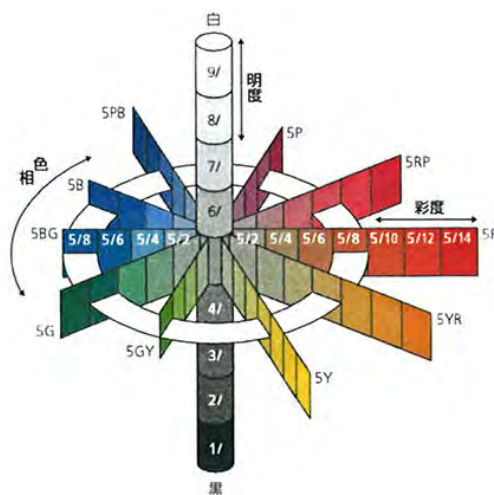
必要以上の明るさや、使用する色の種類が多い照明は控える。

## <色彩基準のマンセル値について>

色彩景観を考えていく際に、色に関する基本的な事項と、基準を定める際に用いるマンセル表色系について解説します。

### ○マンセル表色系

色彩を表すための尺度のひとつです。JIS（日本工業規格）などにも採用されている国際的なものです。「色相」、「明度」、「彩度」の3つの尺度の組み合わせによって色彩を正確に表現します。

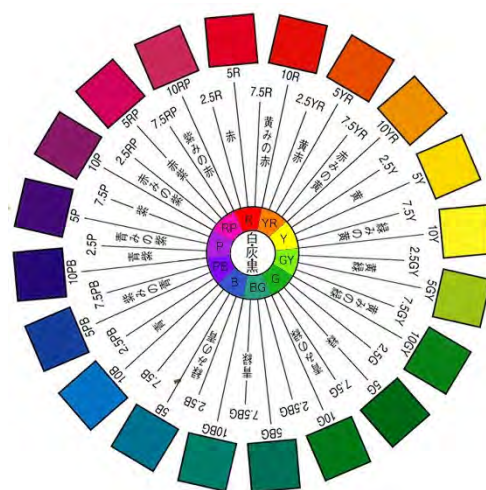


### ○色相とは？

赤、青といった「いろあい」を表します。マンセル表色系では、10種類の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、Y、G、B、P、RP）とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。また、10RPは0R、10Rは0YRと同意です。

### ○明度とは？

明るさを示します。マンセル表色系では、0から10までの数値で示します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり、10に近くなります。実際には、最も明るい白で明度9.5程度、最も暗い黒で明度1.0程度です。



### ○彩度とは？

鮮やかさを示します。マンセル表色系では、0から14程度までの数値で示します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きくなり、赤の原色の彩度は14程度です。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青などは8程度です。

### ○マンセル値の表し方

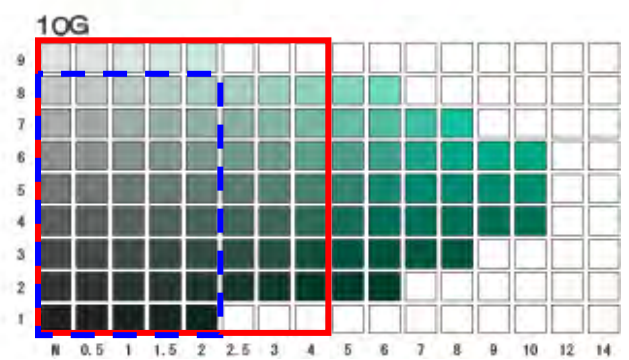
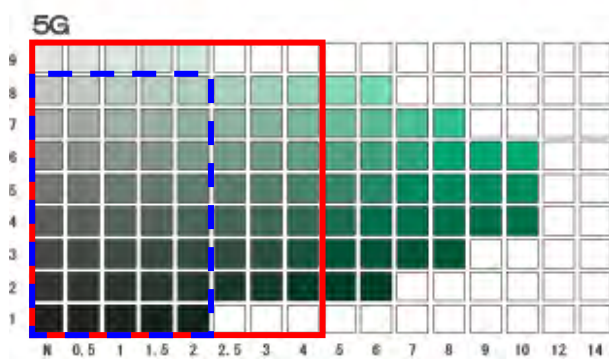
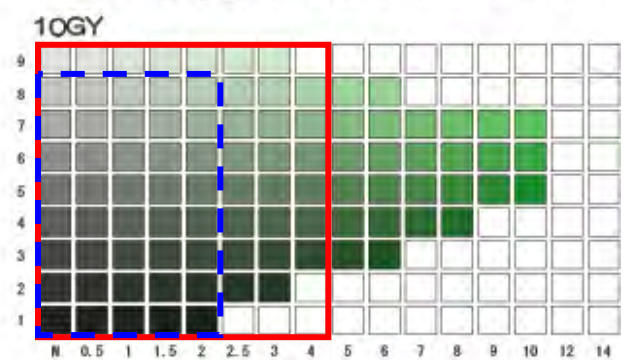
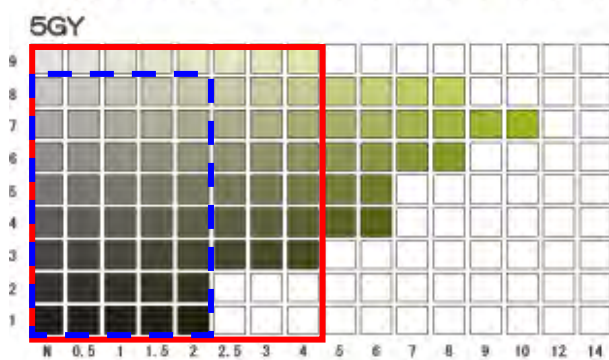
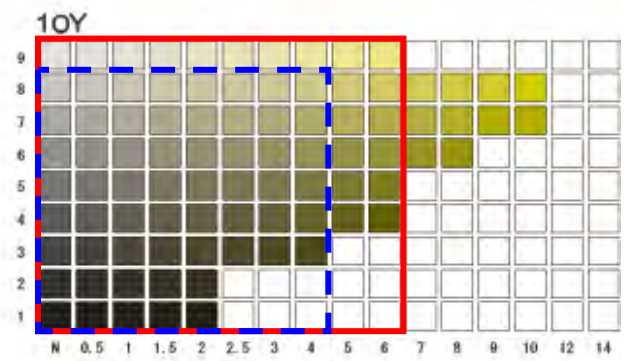
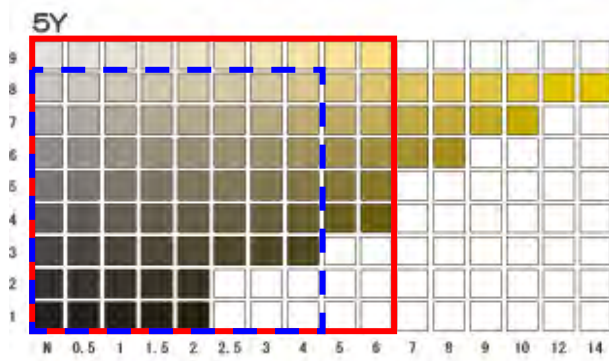
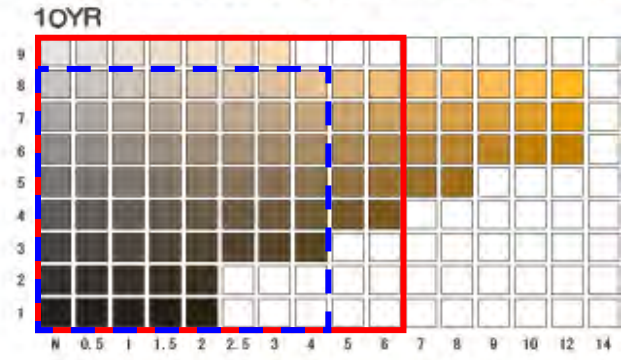
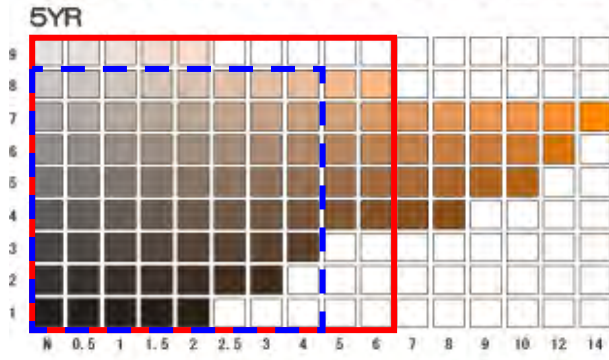
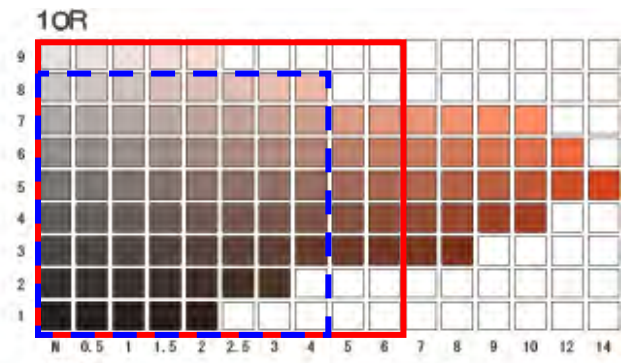
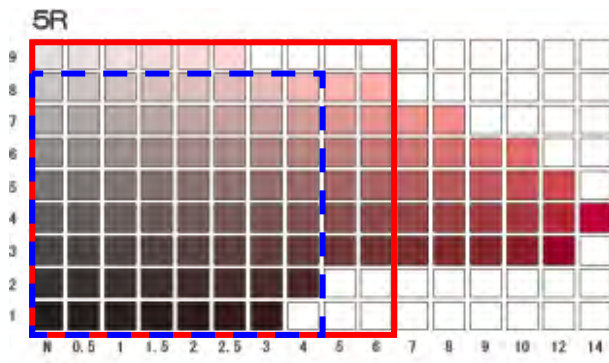
例えば右の写真に示す「えびの市交流物産館（道の駅）」の壁面に使用されている茶色は、マンセル値では「5YR 3/1」と表現されます。これは「5YR」が色相（橙系）、「3」が明度（比較的暗い）、「1」が彩度（無彩色に近い）を表し、以下のように読みます。

ごわいあーる	さん	の	いち
<b>5 Y R</b>	<b>3</b>	<b>/</b>	<b>1</b>
色相	明度		彩度



えびの市交流物産館（道の駅）

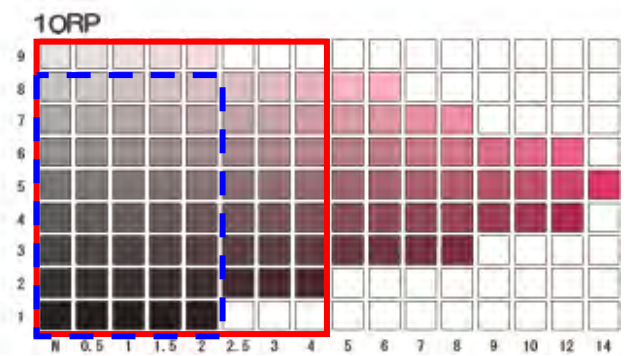
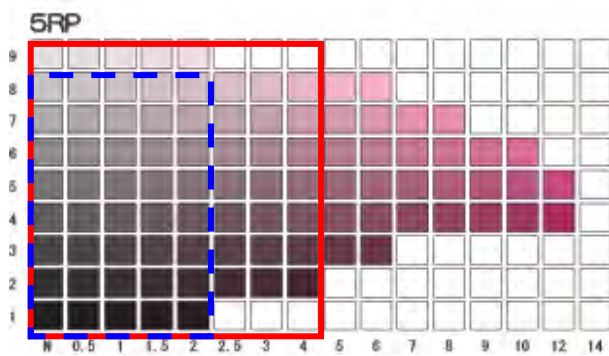
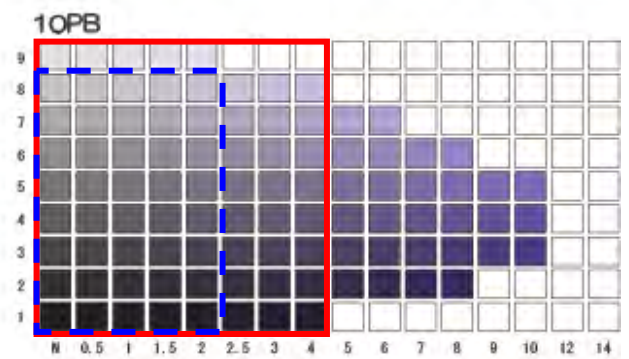
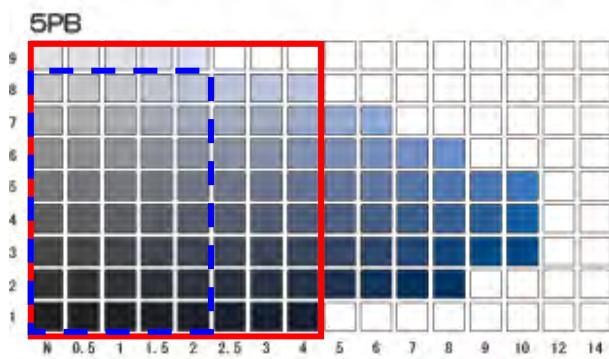
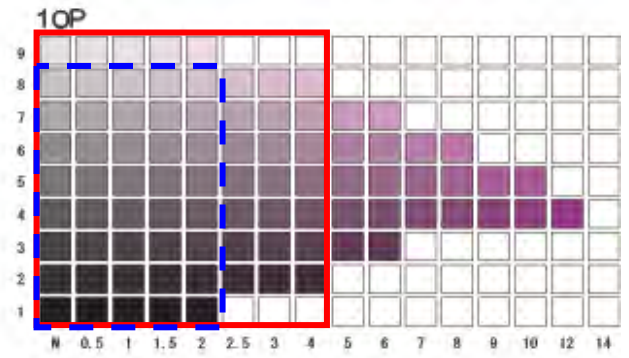
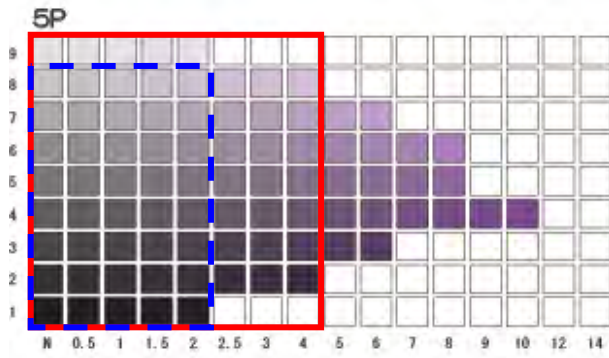
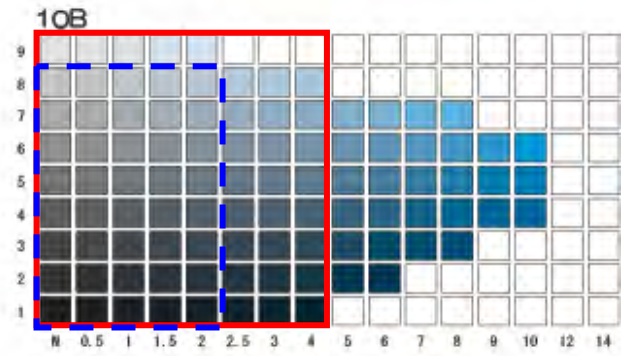
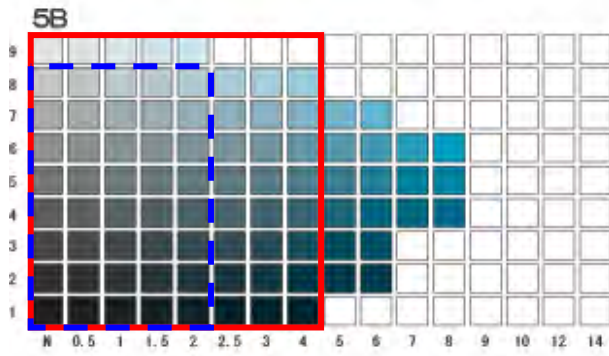
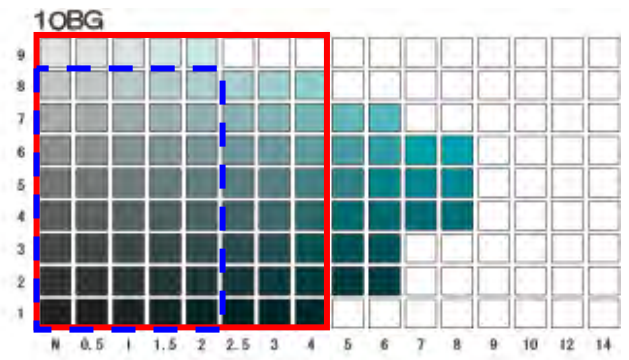
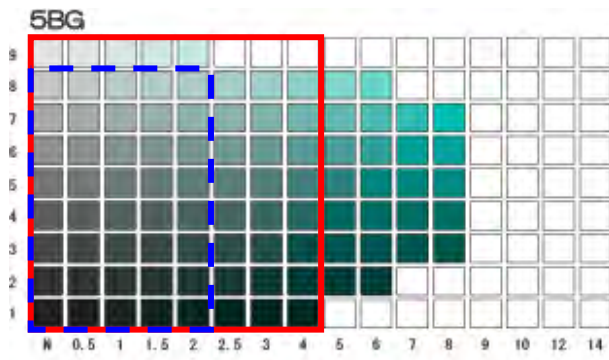




山のゾーン・里のゾーンの色彩基準

まちのゾーンの色彩基準





山のゾーン・里のゾーンの色彩基準

まちのゾーンの色彩基準

## 4-2 景観形成重点地区の指定

### (1) 指定の考え方

景観形成重点地区（以下、「重点地区」とする）は、本市を代表する優れた景観を有し、その景観の保全を確実にを行うことを必要とする地区や、新しいえびの市の顔としての景観を形成していく地区、またその景観が将来における地域振興に寄与する可能性が高いと見込まれる地区を指定するもので、本市の景観づくりを牽引する役割を担います。

また、重点地区は、必要な事業・支援策などを導入する一方で、ゾーンごとの一般基準と異なり、よりきめ細かな重点地区基準を設定することから、対象地区に関わる市民、事業者などの景観づくりに対する意向が重要となります。重点地区は、景観計画策定時に対象となる候補地を選定し、対象地区に関わる市民、事業者などの意向を踏まえ、今後の指定に向けて検討を進めます。

### (2) 重点地区指定の候補

えびの市における重点地区指定の候補を以下に示します。

#### ①京町温泉郷

京町温泉郷は、宮崎県を代表する温泉であり、近年では年間 20 万人以上の観光客が訪れるえびの市の観光の拠点の一つとも言える場所となっています。大正時代からの歴史ある温泉地であり、種田山頭火や野口雨情といった文人も訪れ、その様子を歌に詠んでいます。近年では、観光客の減少や一部の旅館の廃業、空き店舗の増加等によりまちの活気が失われていますが、それに危機感を持った旅館経営者等による「京町温泉活性化プロジェクト」が立ち上がり、旅館や店舗等ののれんの整備、温泉案内板の設置などが行われています。

今後は、地域のブランディングをより促進していくためにも、景観形成重点地区に指定し、統一感のあるおもてなしの景観づくりを行っていく必要があります。



京町温泉郷のイチョウ並木



「京町温泉活性化プロジェクト」で整備されたのれん

### <景観形成方針（案）>

- ・温泉地としての賑わいを創出するため、沿道や公共空地等における緑化を推進します。特に、県道 53 号（京町小林線）沿いを中心としたイチョウ並木は、歩道の安全性や見通しに配慮しつつ、植え替えや、適切な手入れを行いながら保全に努めます。



- ・大正期から昭和期にかけて形成された街並みを保全していくために、建築物の高さや意匠等を適正に誘導します。
- ・多くの人々が訪れる観光地としての安全性や快適性を確保するため、道路及び歩行空間の機能改善を行うとともに、美装化を行います。
- ・民間建築物及び民間の敷地における緑化について、景観協定に基づいた基準を設定し、統一感のある街並みの保全と創出を行います。
- ・人材育成や地域活動の促進を通じて、京町温泉らしい景観づくりを推進します。

### <今後の課題>

- ・庁内及び地域住民・関係者との協議において、京町温泉郷の将来像に関する合意形成を丁寧に行った上で、具体化していくことが必要です。
- ・庁内では、観光・商工・企画・交通等の様々な部局が連携を図り、地域の課題を解決するための手段として景観づくりを位置づける必要があります。

### ②産業団地計画予定地（湯田西郷地区）

湯田西郷地区に現在計画されている産業団地は、えびの市の玄関口である九州自動車道えびのインターチェンジからほど近く、立地や自然環境をいかした企業誘致が期待されています。

この場所はえびの市の新しい産業の核であり、近年にない大規模な建築物の新たな立地が想定されます。そのため、景観的な影響をコントロールするだけにとどまらず、目指すべき方向性を示し、えびの市における今後の景観づくりをリードしていく地区として位置づけるとともに、施設等を設置する企業のブランド向上にも寄与する取組を目指していくものとします。



産業団地の計画予定地（湯田西郷地区）

### <景観形成方針（案）>

- ・当産業団地は、豊かな水田地帯の広がるえびの市らしい景観の中に立地することから、背景となる山林景観及び周辺の農村景観と調和した景観づくりを行っていくものとします。
- ・建築物や工作物は周辺景観に配慮した落ち着いた色彩とし、地区全体でまとまりのある景観を形成します。
- ・道路及び歩行空間は歩行者の安全等に十分配慮した整備を行うとともに、周辺環境との調和を図るため街路樹等による緑化を推進します。
- ・大規模な敷地面積を持つ工場や商業施設等においては、積極的な緑化の推進を行い、緑豊かな景観の創出を図ります。

## 第5章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

### 5-1 景観重要建造物の指定に関する事項

#### (1) 基本的な考え方

えびの市内には多くの寺社やJR吉都線の駅舎などの歴史資源に加え、集落内の石積みや水路、田の神さあなど、自然や歴史、恵みと営みによって特性を表す建築物や工作物が数多く存在し、それらの多くは地域ごとの景観の重要な核となっています。

そこで、これらの貴重な歴史資源を後世に引き継いでいくために、地域住民が風景の中で重要な価値を有するという共通認識を持っている建造物を景観重要建造物として指定し、地域や所有者と協働で積極的な保全を行います。

#### (2) 景観重要建造物とは

景観重要建造物とは、文化財保護法によって指定・登録される有形文化財とは違い、建造物自体の歴史的価値や文化的価値を問うものではありません。地域の景観の特性を踏まえた上で、景観上重要と考えられる建造物や工作物について、所有者の意見を尊重した上で市長が指定します。

景観重要建造物に指定されると、増築や改築、移転や除却、外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更の際は市長の許可が必要となります。

また、建築規制の緩和や相続税の優遇措置など、建築基準法上の特例や税制による支援を受けることもできます。

#### (3) 指定の方針

えびの市においては今後、下記の①～③のすべてに該当するものについて検討を行い、景観重要建造物として指定します。ただし、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物として指定または仮指定されているものについては対象外とします。

**①地域の自然や歴史、文化などの視点から、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良質な景観づくりの核となっているものうち下記のいずれかに該当する建造物**

- ・ えびの市や地域の自然や歴史、文化の特性を表している建造物
- ・ 地域のシンボルとなっている建造物
- ・ 優れたデザインや高度な技術が使われている建造物
- ・ 地域の伝統的な様式を継承している建造物
- ・ 観光名所となっている建造物
- ・ 市民に親しまれ、愛されている建造物

**②道路などの公共空間や視点場となっている場所から、誰もが容易に見ることができる建造物**

**③所有者または管理者が適切に維持管理を行うことができる建造物**

## 5-2 景観重要樹木の指定に関する事項

### (1) 基本的な考え方

えびの市は、豊かな山林景観を有するだけでなく、集落の中には樹齢数百年の大木や寺社の樹林地など、歴史を有する樹木が残されており、これらの樹木は地域の歴史、暮らしを物語る景観を支えています。

そこで、地域住民が景観の中で重要な価値を有するという共通認識を持っている樹木を景観重要樹木として指定し、地域や所有者と協働で積極的な保全を行います。

### (2) 景観重要樹木とは

地域の景観の中で重要と考えられる樹木について、所有者の意見を尊重した上で市長が指定します。

景観重要樹木に指定されると、樹木の伐採及び移植を行う際は市長の許可が必要となります。また、市長は管理の基準を定め、その基準に沿って許可や命令、勧告を行うことができます。

### (3) 指定の方針

えびの市においては今後、下記の①～③のすべてに該当するものについて検討を行い、景観重要樹木として指定します。ただし、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物として指定または仮指定されているものについては対象外とします。

**①地域の自然や歴史、文化などの視点から、樹容（樹のすがた）が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観づくりにおいて重要なもののうち下記のいずれかに該当する樹木または樹木群**

- ・地域の自然や歴史、文化の特性を表しているもの
- ・地域のシンボルとなっているもの
- ・樹齢、樹容などから見て景観上優れているもの
- ・市民に親しまれ、愛されているもの

**②道路などの公共空間や視点場となっている場所から、誰もが容易に見ることができる樹木または樹木群**

**③所有者または管理者が適切に維持管理を行うことができる樹木または樹木群**



## 第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項

### 6-1 基本的な考え方

道路、河川などの公共施設は、市民、来訪者を問わず多くの人々が利用する空間であるとともに、その規模や公共性などから、地域の景観に対して大きな影響を与えます。これらのうち、特に良好な景観形成のために重要な公共施設を景観重要公共施設に指定します。これらの公共施設の質を向上・改善することによって、積極的な景観づくりを先導します。

なお、公共施設の整備にあたっては、宮崎県公共事業景観形成指針及び美しい宮崎づくりガイドラインについても参照することとします。

### 6-2 景観重要公共施設とは

景観重要公共施設の対象となる公共施設は以下の通りです。

- ①道路法による道路
- ②河川法による河川
- ③都市公園法による都市公園
- ④海岸保全区域など（海岸法第2条第3項に規定する海岸保全区域など）に係る海岸
- ⑤港湾法による港湾
- ⑥漁港漁場整備法による漁港
- ⑦自然公園法による公園事業に係る施設
- ⑧津波防災地域づくりに関する法律による津波防護施設
- ⑨その他法令で定める施設

これらのうち良好な景観形成のために必要なものを指定することができます。

また、公共施設管理者は景観行政団体に対し、当該公共施設を景観重要建造物と位置づけ、景観計画に「整備に関する事項」や「占有などの許可の基準」を定めることを要請することができるとともに、景観計画に定められた景観重要公共施設管理者は景観行政団体に対し「整備に関する事項」や「占有などの許可の基準」の追加または変更を要請することができます。

## 6-3 指定の方針

えびの市においては今後、下記の①～④のいずれかもしくは全てに該当するものについて検討を行い、景観重要公共施設として指定します。

- ①広域景観の骨格となっている公共施設
- ②えびの市の玄関口となる公共施設
- ③えびの市の特徴を表している公共施設
- ④えびの市にふさわしい魅力ある景観形成が必要な公共施設

## 6-4 景観重要公共施設の指定

### (1) 道路

#### ①指定路線

以下の路線については、えびの市の代表的な幹線道路として道路網の骨格を形成するとともに、多くの来訪者をえびの市へと導く、いわば顔としての役割を担っており、良好な景観づくりが必要であることから、景観重要公共施設として指定します。

路線名	概要
国道 221 号	中九州と南九州を結ぶ重要な道路であり、難所であった加久藤峠を、加久藤トンネルやループ橋により通行可能とした。ループ橋は市内の代表的な視点場の一つとなっており、また加久藤平野の広い範囲から視認することができる。えびの市川原交差点から小林市に至るまでの区間は、市の主要幹線道路となっている。
国道 268 号	熊本県水俣市から鹿児島県伊佐市、湧水町、宮崎県えびの市、小林市を経由して宮崎市に至る国道。えびの市内では湧水町との市町境から、えびの市川原交差点までの区間であり、京町温泉等の観光拠点を通る主要道。九州自動車道えびのインターチェンジとも接続している。
国道 447 号	鹿児島県出水市から鹿児島県伊佐市を経由して京町温泉に至る国道。京町温泉、真幸駅といったえびの市を特徴づける場所を通るほか、棚田等の豊かな農村景観に囲まれた国道である。
宮崎県道 1 号 小林えびの高原牧園線	小林市から鹿児島県霧島市に至る主要地方道。えびの市域としてはえびの高原周辺の一部区間が該当する。霧島錦江湾国立公園内にある霧島火山群を通り抜ける道であり、不動池、えびの高原北展望所等の見どころも多い。

路線名	概要
宮崎県道 30 号 えびの高原小田線	えびの市役所入口交差点からえびの高原に至る主要地方道。多くが霧島錦江湾国立公園の範囲に含まれ、白鳥温泉やえびの高原への観光客を迎える道路である。
宮崎県道 408 号 矢岳高原京町線	京町温泉から吉田温泉を経て矢岳高原に至る一般県道。一部は矢岳高原県立自然公園の範囲に含まれ、各所で加久藤盆地への良好な眺望を目にすることができる。



景観重要公共施設（道路）位置図



## ②整備に関する事項

- ・歩行者の安全性の確保と快適性の創出に努めつつ、周辺の自然景観等と調和した形態・意匠、色彩を採用することとします。
- ・連続性のある区間において整備を行う際は、同一の規格・仕様となるよう努めます。
- ・埋設物の工事後の埋戻し工事は、修景上、違和感が生じないように配慮します。
- ・緑豊かで潤いある景観づくりを進めるため、周辺景観との調和を図りつつ、街路樹や植栽帯の適正な維持・管理に努めます。
- ・工作物の素材は、長期間にわたる景観への影響を配慮し、経年変化や適切なメンテナンスへの対応を考慮したものとします。

## ③占用許可基準

景観重要道路内において工作物等の占用許可を行う場合は、下記の事項に配慮します。

### ○位置

- ・周辺の山なみや良好な自然景観を阻害しないよう配慮します。

### ○形態・意匠

- ・周辺の自然景観との調和に配慮し、シンプルな形態・意匠とします。

### ○色彩・素材

- ・落ち着いた感じられる色彩・素材とし、周辺の自然景観・集落景観との調和・演出に努めます。
- ・色彩は、えびの市景観計画における各ゾーンの色彩基準に従うものとします。

### <占用許可申請の対象となる工作物等>

占用許可申請の対象となる工作物等は、道路法第 32 条第 1 項に示す以下の工作物等のうち、地表に現れ、恒久的に設置されるものとします。また、仮設の工作物等については、1 年以上設置されるものを対象とします。

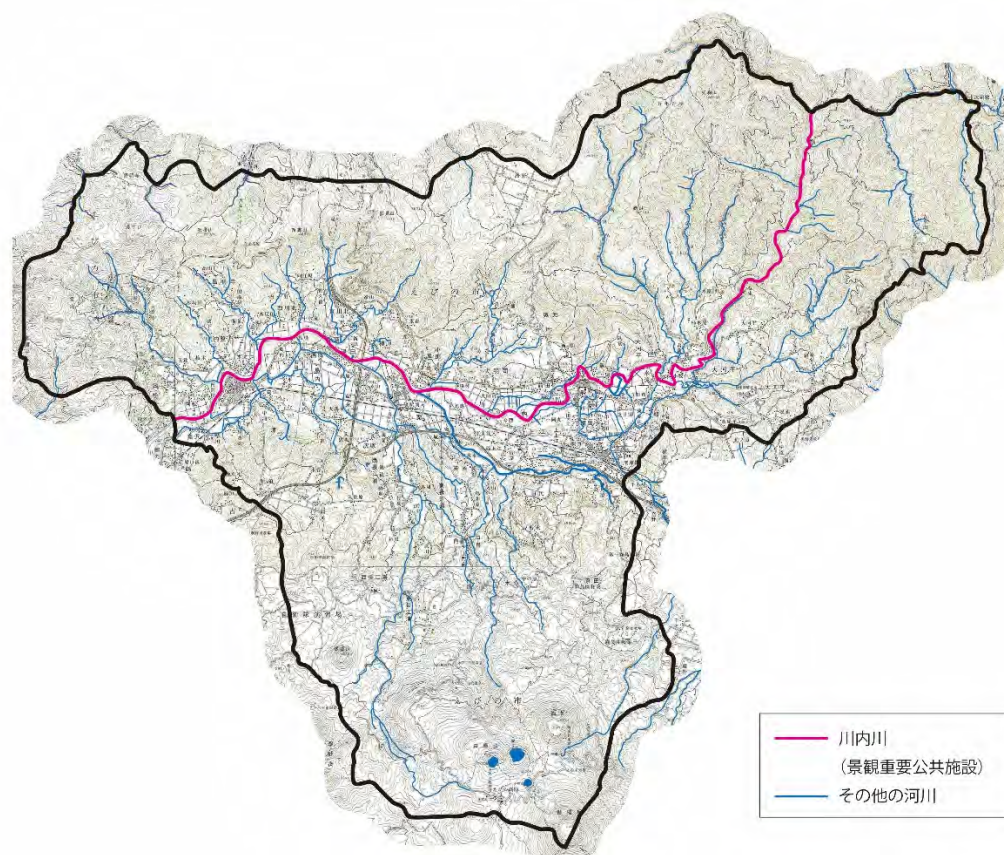
- 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔、その他これらに類する工作物
- 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 露店、商品置場その他これらに類する施設
- その他政令で定めるもの

## (2) 河川

### ①指定河川

以下の河川を景観重要公共施設として指定します。

河川名	概要
川内川	市の中心部を国道 221 号及び国道 268 号と交差しながら流れ、景観の重要な骨格を形成するとともに市民の生活を支えている。特に農業用水としての役割は大きく、川内川を中心として広い水田地帯が形成されている。京町温泉郷付近の河川敷では花火大会も行われており、観光客にも親しまれる場となっている。



景観重要公共施設（河川）位置図

### ②整備に関する事項

- ・ 日常の市民利用において、また豪雨災害等の際の安全性を確保しつつ、護岸には自然素材又はこれを模したものをを用い、周辺の自然景観と調和した河川景観の形成に努めます。
- ・ 多自然川づくりを推進し、生物多様性に配慮した河川環境の形成を図ります。
- ・ 河川敷などを利用して河川への親水性を高めるとともに、散策路や広場空間など、市民や来訪者の憩いの場として積極的な活用を図ります。

### (3) その他

その他の道路、河川、公園事業に係る施設等については、今後必要に応じて景観重要公共施設としての指定を検討します。

## 第7章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

### 7-1 景観農業振興地域整備計画とは

景観法では、各自治体の景観計画における選択事項として「景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項」を定めて良いこととしており、必要に応じて農業施策の面からの景観づくりを支援することとしています。

景観農業振興地域整備計画とは、農業を将来的に継続させることで地域を守り、景観を守っていくための計画であり、景観計画区域内にある農業振興地域において市町村が定めることができます。計画には、計画の区域及び区域内における景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項を定めます。計画を定めることで、市町村長の勧告制度による景観と調和のとれた農業的土地利用への誘導や、農地法の特例等、法制的な手当を行うことができます。

### 7-2 基本的な考え方

えびの市の景観づくりを考えていく上で、土地利用の大部分を占める田畑や山林等の農地は景観を構成する重要な要素であり、その保全は不可欠です。今後、特に耕作放棄地が増加している地域や農村まちづくりに力を入れている地域等において、必要に応じて景観農業振興地域整備計画を策定し、生業とともにある豊かな景観を保全していくものとします。



## 第8章 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

### 8-1 基本的な考え方

屋外広告物法第2条第1項において規制の対象となる「屋外広告物」とは、“常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板や立て看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板など、建物その他の工作物などに掲出され、または表示されたものなど”を言い、営利目的・非営利目的のいずれのものも該当します。

屋外広告物は、壁面広告や野立て広告などの典型的な広告だけではなく、はり紙やのぼり、ネオンサイン、アドバルーン、建物などに投影される画像までも含んだ幅広いものであり、今後、時代の進展とともに表示や掲出の形態も一層多様化することが予想されます。

良好な景観づくりのために、屋外広告物の表示や屋外広告物を掲出する物件の設置については、周辺環境との調和はもとより安全性を確保するという視点も重要となります。

### 8-2 屋外広告物の表示等の制限に関する方針

現在、えびの市においては宮崎県屋外広告物条例に基づく禁止地域及び規制地域が設定されています。今後も県条例の規定を遵守するとともに、重点地区の設定等において特に必要となった場合は、関係者等との協議の上、県条例禁止区域等の設定の見直しや、市の独自条例の制定を検討します。

## 第9章 計画の運用に関する事項

### 9-1 景観まちづくりへの展開に向けて

#### (1) 景観まちづくりとは

景観まちづくりとは、単に行政や民間が行う開発行為に対しての規制誘導という狭義の意味での景観づくりにとどまらず、景観を市民や事業者、行政が貴重な資源として認識するとともに、景観づくりを通してその背景にある生活・生業を豊かにし、地域づくりへとつなげていくことを指します。

本計画の基本理念にも示した通り、えびの市の景観は豊かな自然環境である「めぐみ」と、その上で展開する農林畜産業、商工業等の人々の「営み」により形づくられています。それを維持していくためには、現在の土地利用を維持し、今後も市民が暮らし続けていくことのできる地域づくりが不可欠であると言えます。景観というフィルターを通して、えびの市の現状を見つめ、地域の価値を再発見することは、魅力ある住み良いまちの実現にとって非常に大きな役割を担っています。

さらに、えびの市の景観の持つ価値を、市民や事業者のみならず、観光客や移住希望者、今後の立地を検討している企業等、より多くの主体へと伝えていくことは、移住定住や観光等、えびの市がこれまで積み上げてきたまちづくりをより促進するきっかけとなると考えられます。本章では、以上の考えに基づき、景観まちづくりを推進していくための考え方を示します。

#### (2) 官民連携による景観まちづくりのあり方

官民連携による景観まちづくりをより効果的に行っていくため、各主体の役割を以下のように想定します。

##### ①市民の役割

- ・自らが景観づくりの主体であることを認識し、景観づくりへの関心・理解を深め、自主的かつ積極的に景観づくりに努めます。
- ・市等が実施する景観づくりに関する施策や取組に、積極的に参加・協力します。

##### ②事業者の役割

- ・事業者が管理する建築物等や事業活動が景観に影響を与える可能性があることを認識し、事業活動の実施に当たっては専門的知識や経験等をいかし、積極的にえびの市らしい景観づくりに貢献するよう努めます。
- ・市等が実施する景観づくりに関する施策や取組に、積極的に参加・協力します。

##### ③行政の役割

- ・景観づくりに関する総合的な施策を策定し、これを実施します。策定・実施に当たっては、市民、事業者の意見が十分に反映されるよう努めます。
- ・公共施設等の整備を行う際は、えびの市における景観づくりの先導的な役割を果たすよう努めます。
- ・景観づくりに関する市民、事業者の意識啓発及び知識の普及を図るよう努めます。
- ・市民や事業者、地域団体による自主的な景観づくりに関する取組への支援や情報提供を積極的に行います。

#### ④地域団体（景観協議会、NPO法人等）の役割

- ・市が実施する景観づくりに関する施策に参加・協力し、行政や事業者に対して提案を行います。
- ・景観法第15条第1項に規定される景観協議会等は、それぞれの活動の中で積極的な景観づくりを実施します。
- ・まちづくりに関わるNPO団体等は、それぞれが持つ知識や経験をいかし、コーディネーターとしての立場等から市民、事業者、行政が行う景観づくりの取組を支援します。

### (3) 市民・事業者の意識醸成に向けて

計画策定にあたって行った市民アンケートでは、えびの市内の景観に対しての愛着や誇りを持つ意見が多く寄せられましたが、一方で、具体的な景観づくりへの取組へと繋がっていない現状もあります。また、特に若年層においては、えびの市の豊富な景観資源や景観の持つ魅力が認識されていないと考えられます。

えびの市の景観の多くは、市民や事業者等が所有する空間により構成されていることから、より多くの市民・事業者が共感できる、目指すべきえびの市の姿を示すとともに、市民・事業者の主体的な取組を促していくための周知・啓発を継続していくことが重要です。

具体的には、以下のような取組の実施及び継続が必要と考えられます。

#### ①表彰制度の実施

市民の風景づくりやまちづくりに対する意識向上を図るため、良好な景観づくりに寄与している建築物や緑化の取組、その他景観づくりに関連するまちづくりの取組などを表彰する制度を創設します。

#### ②広報・啓発に向けた取組

市民、事業者などの景観づくりに対する理解を深めるため、市の広報誌やホームページ、パンフレット等による制度の周知を行うとともに、景観づくりに関する研修会等を開催します。

また、えびの市の将来を担う子ども達の景観づくりに対する意識や感性を育むことができるよう、平成29年度に行った「わたしの好きな風景」に関する絵画の募集・展示等を通じた学習の継続実施、定期的なニュースの発行等による情報提供に取り組みます。

#### ③助成金などの支援制度の創設

市民、自治会、NPO法人、事業者等による景観づくりに関する主体的な活動を支援する為、助成金等の支援制度の創設を検討します。

#### ④市民提案制度の創設

自治会やまちづくりに関するNPO法人等は、景観法に基づき、市に対して景観計画の変更等を提案することができます。具体的には以下の事項について、提案制度の対象とすることを想定します。

- ・景観形成重点地区の指定
- ・景観重要建造物の指定
- ・景観重要樹木の指定



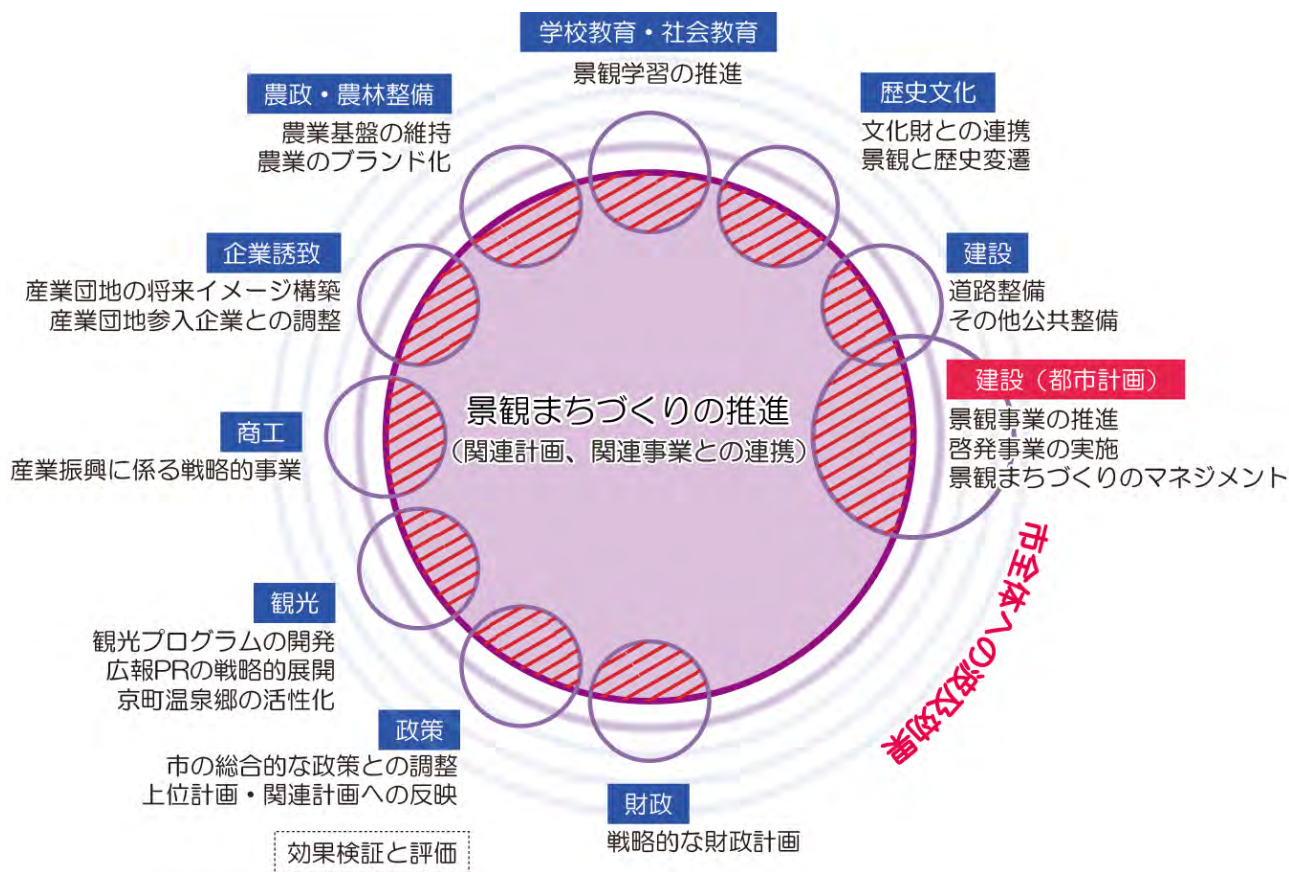
#### (4) 庁内連携による景観まちづくりの推進

景観まちづくりを推進していく上では、事業を主管する関係各課が基本的な考え方を理解し、常に情報を共有し、最適なデザインのあり方を考えていくことが求められます。

そのためには、担当する事業が、えびの市の景観形成においてどのような影響を与えるのか、またどういった意味を持つのかという視点に照らし合わせ、単なる運用基準の順守という段階から、景観まちづくりの主体としての取組意識をもって事業推進を図っていくことを目指します。

景観審議会等における専門的な知見を得ながら進めることは言うまでもありませんが、きめ細やかな庁内の横断的なワーキングを継続的に実施することで、景観形成の全体像、いわばえびの市の目指す将来像の実現を、庁内全体で共有していくプロセスこそが、景観まちづくりにおいて行政が取り組むべき基本的なスタンスであると言えます。

今後、京町温泉郷の活性化や産業団地の誘致といった、えびの市にとって重要な位置づけとなるプロジェクトの実施を控えていることから、ビジョン共有から事業推進に至る横断的なワーキング体制の構築を進めていきます。

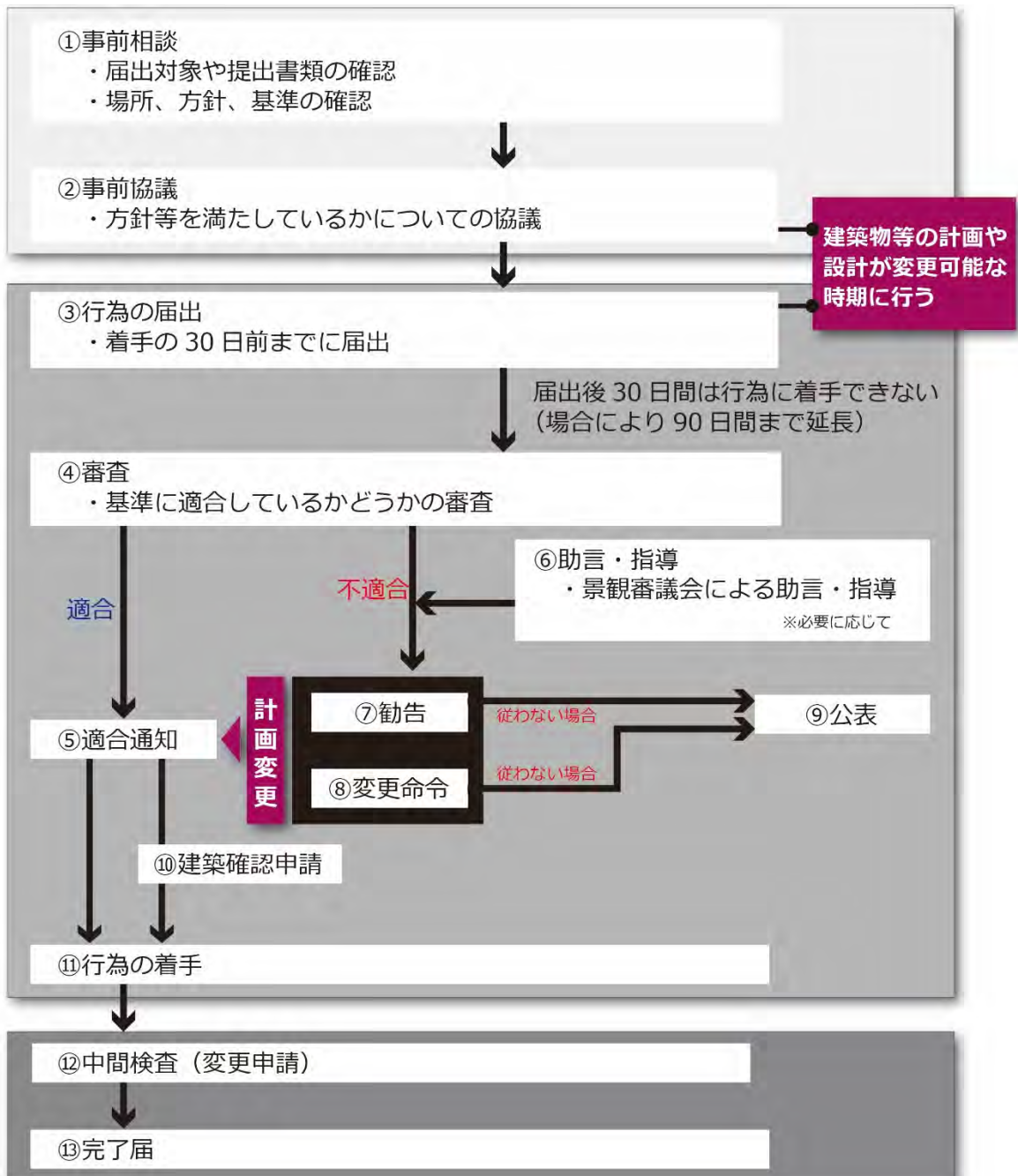


庁内連携による景観まちづくりの概念図

## 9-2 景観計画の運用

### (1) 届出等の流れ

届出等の流れを以下に示します。第4章に示した届出対象行為に該当する開発行為等を行う場合は、計画や設計が変更可能な段階で、市建設課との事前相談や事前協議を行い、着手の30日前までに届出を行います。

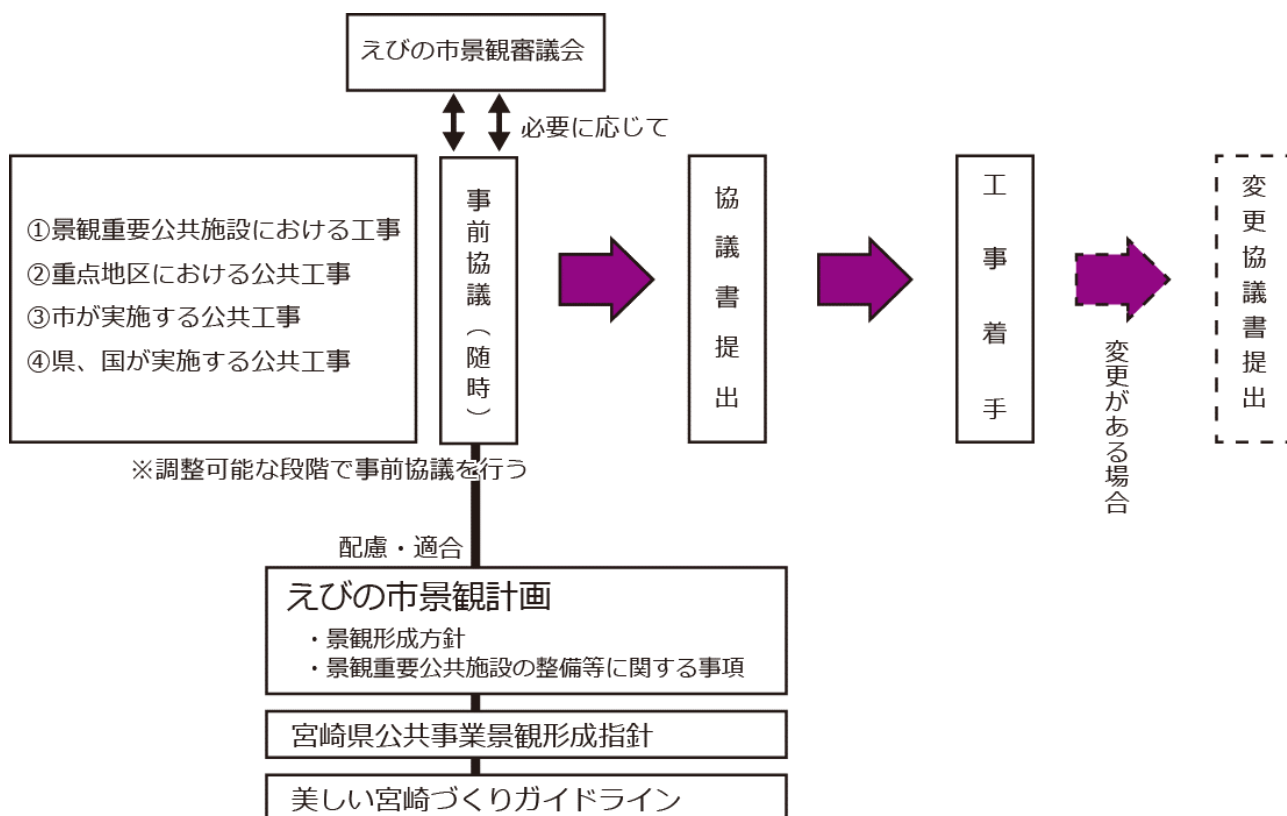


届出等の流れ

## (2) 公共工事における景観づくりの流れ

えびの市における公共施設（道路、河川など）の整備に際しては、整備を行おうとする場所の景観形成方針及び宮崎県公共事業景観形成指針、美しい宮崎づくりガイドラインに従い、良好な景観づくりに向けた誘導を図っていきます。

公共工事における景観づくりの流れは以下の通りです。事業主体が市、県、国のいずれであっても調整可能な段階で事前協議を実施し、必要に応じて景観審議会に助言を求めるとともに、協議書を提出するものとします。



公共工事における景観づくりの流れ



## 9-3 計画策定後の取組イメージ

### (1) 市民による風景づくりの展開イメージ

気軽な参加から、徐々に広げていく視点で市民意識を高めていきます。



<第一段階>

#### ●「えびの市の風景」に対する意識を持つ

・身近なところから景観づくりの実践、協力ができ、景観に気付きが生まれます。

- 家庭におけるえびの市の景観についての対話
- 家のまわりの草木や石垣や玄関先の手入れ
- 地域や行政の取り組みへの参加

<第二段階>

#### ●協働の心でみんなで考える

・自治会や近所の仲間に呼びかけ、寄り合いや相談の機会を持ち、活動の広がりを生みます。

- 地域の美化活動、用水路、堤防の草刈り
- 街路などの清掃、祭事などへの積極的な参加
- 街並みウォッチングなどの企画

<第三段階>

#### ●景観まちづくりの実践へ

・市の制度を活用し、地域指定やルールづくりなどを目標に行政、専門家との協働により実践します。

- 地域ごとの景観のルールづくり、地区指定
- ルールの運用、景観づくり活動の実践展開
- 地域による景観イベント、他地域との交流

### (2) 行政の施策展開イメージ

分類と目標

#### 風景をまもる

霧島山に育まれた  
めぐみの風景の継承

- 景観資源に関する情報の収集と発信
  - ・市民との対話を通して市民感覚の把握、意識の共有を図る

- 景観重要建造物・樹木の指定検討
  - ・保存、助成等の方針検討

- 景観重要建造物・樹木の指定・運用
  - ・助成制度の運用

#### 風景をつくる

まちや里における  
営みの風景の維持・発展

- 公共施設の整備に関する方針の周知
  - ・事業担当課職員の勉強会等

- 景観重要公共施設の追加指定
  - ・新たな物件の指定
- 整備に関する各種指針の整備

- 景観重要公共施設の継続運用
- 整備に関する各種指針の内容追加等

- 景観づくりに関する勉強会
  - ・先導的取り組みを行う地域の抽出
  - ・建築士会、県広告美術協同組合など関係者
  - ・伝統を守りつつ快適で美しいえびのらしいデザインを考える

- 地域地区の指定への検討
  - ・景観地区、高度地区等

- 地域地区への指定・運用

- 各種協定の検討
  - ・建築協定、緑化協定等

- 各種協定の締結・運用

- えびのらしさを創出するデザイン手法に関する検討
  - ・地域性を生かした手法、作法書の作成

- 景観アドバイザー制度の活用による実現

#### 風景を整える

まちの個性と快適性の  
保全・創出

- 景観計画・条例に関する周知徹底
  - ・事業担当課職員の勉強会等

- 景観計画・条例の内容追加の検討
  - ・努力目標・基準、地区の追加等

- 景観計画・条例の追加・見直し

- 屋外広告物の現況調査

- 屋外広告物条例の検討

- 屋外広告物条例の制定

- 景観資源の活用に向けた検討
  - ・関係各課との連携、情報共有

- 各種計画への反映、連携

- 計画に基づいた事業や施策の実施

#### 風景を育てる

市民・事業者・行政が  
一体となった  
景観まちづくりへの展開

- 景観づくりへの意識づけ
  - ・啓発冊子、ホームページの活用、イベント等

- 意識の共有を図る
  - ・講座、地域ごとの学習会など

- 意識の継承
  - ・学校教育や生涯学習における「景観づくり教室」の実施

- 景観を生かした産業振興への意識づけ
  - ・啓発冊子、勉強会、イベント等

- 農畜産業の担い手に対する意識づけ
  - ・担い手が参加できる勉強会等のプログラム

- 農畜産業の振興による景観の保全等の実現
  - ・NPO法人等との連携 ・市内への取り組み波及

- 景観の保全に係る市民活動の支援
  - ・支援体制、組織の整備

- 景観の保全に係る市民活動の促進
  - ・担い手づくり、ネットワークの構築

- 自主的な市民活動の支援、協働体制へ



## 参考資料：策定の進め方と検討体制

### (1) 検討体制

本計画は、以下の会議における検討を経て策定を行いました。各会議の概要と参加者を以下に示します。

#### ①策定委員会

景観計画策定にあたって中心として位置づけられ、計画全体に対して指導やアドバイス及び承認を行う場です。学識経験者、市民代表者、庁内の関係課長等 10 名で構成されます。

表：策定委員会名簿

	所 属 等	氏名(敬称略)	備 考
1	南九州大学環境園芸学部 教授	関 西 剛 康	委 員 長
2	えびの市自治会連合会 会長	宮久保 辰 二	
3	〃 副会長	外 屋 幸 一 山 本 四 郎	(~平成 30 年 3 月) (平成 30 年 4 月~)
4	〃 副会長	赤 川 一 郎	
5	〃 副会長	永 田 讓 宮 浦 佳 紀	(~平成 30 年 3 月) (平成 30 年 4 月~)
6	えびの市観光協会 会長	仁 科 博	
7	えびの市商工会 会長	明 石 秀 人 白 石 昌 彦	(~平成 30 年 4 月) (平成 30 年 5 月~)
8	宮崎県建築士会小林支部	朝 稲 敏 夫	
9	えびの市 観光商工課長	吉 留 伸 也 白 地 浩 二	(~平成 30 年 3 月) (平成 30 年 4 月~)
10	〃 建設課長	森 隆 秀	

#### ②庁内検討会議

景観計画・景観条例の制定や運用後を見据え、計画策定の各段階で庁内の意見収集や合意形成を行う場です。関係部局の係長級で構成されます。

表：庁内検討会議名簿

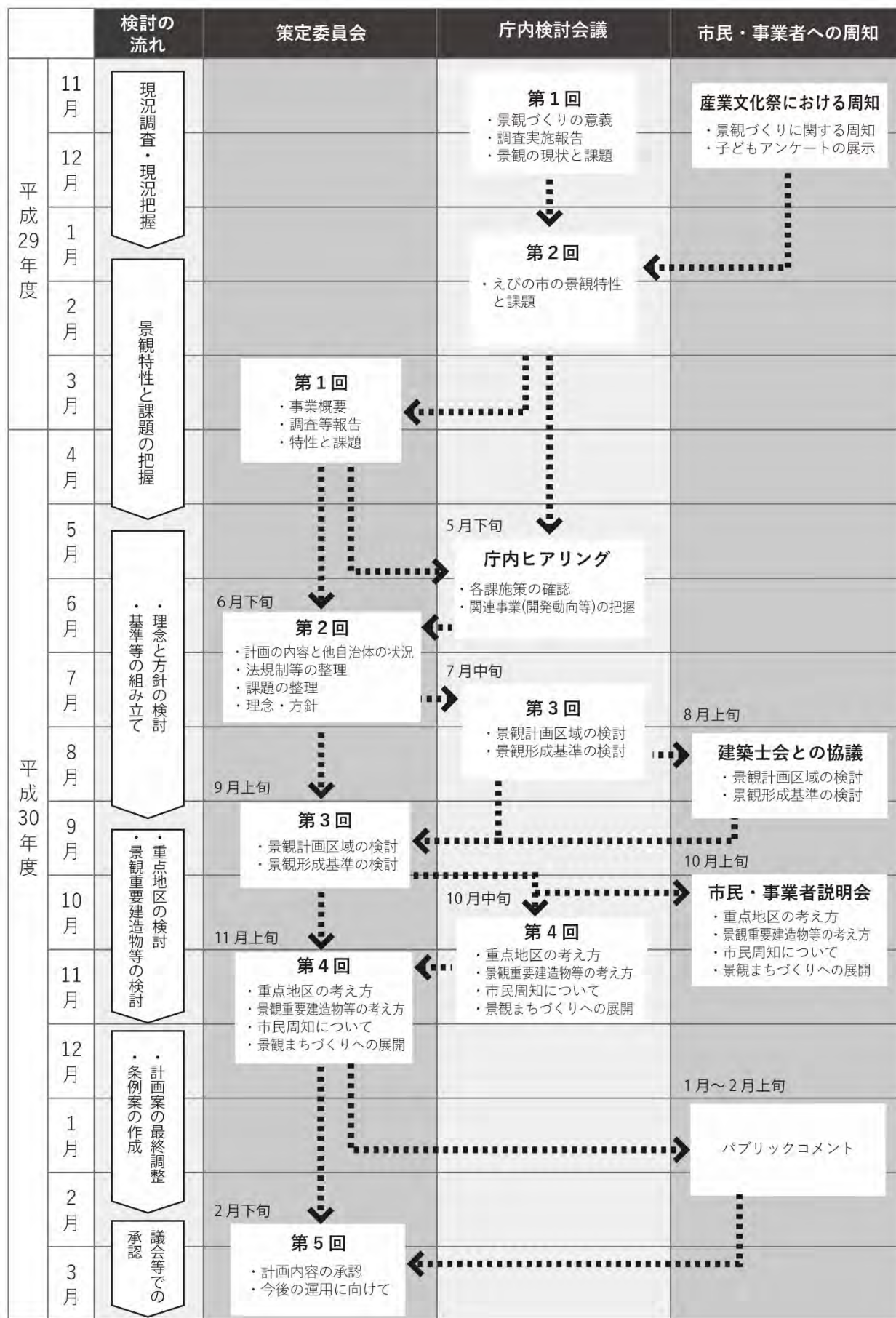
	所属課	係・役職
1	企画課	課長補佐兼政策係長
2	市民協働課	課長補佐兼市民協働係長
3	財産管理課	建築係長
4	市民環境課	生活環境係長
5	観光商工課	課長補佐兼観光係長
6	畜産農政課	担い手対策係長
7	農林整備課	課長補佐兼畑かん推進室長
8	農業委員会事務局	農地調整係長
9	学校教育課	課長補佐兼総務係長
10	社会教育課	課長補佐兼社会教育係長
11	建設課	建設課長・管理係長(事務局)

#### ③都市計画審議会・景観審議会

計画内容の審議・承認を諮る会議です。

## (2) 策定に向けた進め方と検討内容

会議毎の検討事項や流れを以下に示します。





---

## えびの市景観計画

発行年月：平成 31 年 3 月

発 行：宮崎県えびの市

編 集：えびの市 建設課

〒889-4292 宮崎県えびの市大字栗下 1292

TEL : 0984-35-3724 FAX : 0984-35-0401

HP : <http://www.city.ebino.lg.jp/>

E-mail : [info@city.ebino.lg.jp](mailto:info@city.ebino.lg.jp)

---